

令和2年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第2号）

令和2年12月7日（月）
午前10時 開 議

【再 開】

【 会議録署名議員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
日程第1 会議録署名議員の指名

【一般質問】

日程第2 一般質問

- (1) 4番 山崎邦廣君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
(1) 新型コロナウイルス影響下での地域振興について

- (2) 2番 遠藤裕樹君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(1) 行政のデジタル化とは、その対応と取組みを伺う

- (3) 3番 近藤 聖君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
(1) 役場新庁舎再設計計画について

- (4) 5番 柴田勇雄君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
(1) 令和3年度当初予算編成について
(2) 新型コロナウイルス感染症クラスター発生に伴う町の対応
・対策について
(3) 町行政手続きの「ハンコ」押印廃止の取組みについて

- (5) 8番 辰柳敬一君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
(1) 山林の活用方法について
(2) 新葛巻型酪農構想について

令和2年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録 (第2号)

告示年月日	令和2年11月26日(木)					
再開年月日	令和2年12月4日(金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和2年12月7日(月) 開議10時00分 散会14時55分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7	姉帯 春治	○
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	高宮 一明	○
	5	柴田 勇雄	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	1番	下屋敷 幸男	6番	鈴木 満		
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉	議会事務局長補佐	和野 美歌		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	松浦 利明
	教育長	高畑 嗣人	建設水道課長	和野 康弘
	農業委員会長	深澤 進	こども教育課長	千葉 隆則
	代表監査委員	馬 渕 文雄	まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行	総務課財政係長	近藤 桂太
	住民会計課長	坂 待 典子		

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、1番、下屋敷幸男君及び6番、鈴木満君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。今回の定例会議には、5名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

最初に、4番、山崎邦廣君。

4番 (山崎邦廣君)

山崎です。はじめに、新型コロナウイルスに感染されました方にお見舞いを申し上げます。また、未だ入院中の方の一日も早い回復をお祈りいたします。

それでは、質問を1件させていただきます。質問は、新型コロナウイルス影響下での地域振興についてであります。町では、新型コロナウイルス感染症による影響に対応するため、感染防止について町内全戸に周知するとともに、葛巻町新型コロナウイルス感染症対策本部を基軸として、様々の施策を講じております。一方、全国の都市部を中心として新たな感染者が依然として発表されている状況にあります。このような状況の中におきまして、自治会活動など町内のそれぞれの地域での活動をどのように推進していくか、今後の先の見通しが難しい中、新型コロナウイルス感染の防止対策をとりながら、地域の年中行事や活動を継続していくには、これまでにない負担と努力が生じてくる状況にあります。そこで、新型コロナウイルス影響下での地域振興につきまして、次の3点を伺います。

1点目の質問は、自治会等活動の負担軽減について伺います。自治会等活動は、それぞれの地元にとりましては、地域社会を維持していく上で骨幹をなすもので、地域住民の安全・安心にも大きな影響があります。自治会の活動を進める上で予防対策の徹底を図ることは、自治会の規模にもよりますが、負担の面で難しいものがあると思われれます。自治会等活動の新たな負担の軽減につきまして、その考え方を伺います。

次に、2点目の質問です。2点目は、新たな環境下での地域間交流の在り方につきまして伺います。それぞれの地区で開催されてきました文化祭や町内のスポーツ大会などの地域間交流は、それぞれの自治会などの活性化にもつながってきたところであります。

このような地域が共同で取り組む活動が、新たな環境下で縮小が心配される中、今後の地域間交流につきまして、その考え方を伺います。

3点目の質問は、憩いの場創出推進につきまして伺います。町で取り組んでいる人口減少に対する施策の推進は、町民の憩いの場の創出にもつながっていると思っております。今後、町内のそれぞれの地域において、新型コロナウイルス感染防止に対応しつつ、憩いの場創出に取り組む自治会や団体などを募って、さらに推進していくお考えがあるのか伺います。

以上、新型コロナウイルス影響下での地域振興につきまして、3点を伺います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問に、お答えをいたします。ご質問の新型コロナウイルス影響下での地域振興について、まず、1点目の自治会活動等の負担軽減についてであります。町では、平成元年度以降、各行政区において自治会組織への移行を推進し、また、基礎的活動に必要な資金として、人口や世帯数など、それぞれの組織の状況に応じた自治会活動交付金の交付や、やる気まんまんコミュニティ助成事業などにより、財政的な面での、その活動を支援してまいったものであります。その後、自助・共助・公助の精神による協働のまちづくりに取り組み、より活発な活動を支援するための協働のまちづくり補助金の創設や、町と自治会とのパイプ役を担う地域担当職員制度の導入など、人的面での支援にも取り組んできたところであります。さらには、東日本大震災後には、町単独で各地区センター等に太陽光発電設備を整備し、発電で得られた売電収入を各自治会の活動費とすることで、間接的に活動助成の上積みをしてきたほか、コミュニティ助成事業、宝くじ助成の申請、採択で、財源の確保に努めてきたところであります。また、自治会活動交付金や協働のまちづくり補助金につきましては、人口減少や高齢化の実態など、社会情勢の変化を踏まえながら、適宜、制度を見直すことで財政的支援を拡充し、自治会活動の負担軽減と活性化を促してきたところであります。

そうした中、夏以降、県内でも新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻化し、様々な行事、イベントが中止になるなど大きな影響を与えており、特に子どもから高齢者までが一堂に会して取り組む自治会活動や地域コミュニティ活動においては、3密の防止や消毒、換気の徹底など感染症対策において、ご苦勞をおかけしているところであります。町では、こうした状況の中においても、皆さんが安全で安心して地域での活動に取り組めるよう、各地区センターやその他の公共施設に、くずまきワインが製造した消毒液を配布したほか、協創のまちづくり補助金の補助対象の見直しを行い、それぞれの活動で必要となる消毒液やアクリル板などの感染症対策に係る物品の購入費用について追加したところであります。今後においても、地域と町が連携し、感染症対策のみならず地域の負担軽減を図るなど、地域コミュニティが衰退しないよう十分な対策を講じながら、協創のまちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の新たな環境下での地域間交流の在り方についてであります。今年度は、

新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な行事、イベントにおいて縮小、延期、中止を余儀なくされてきたところであります。今後においても、当面は、このような状況が続いていくものと思われま。こうしたコロナ禍の中においてもありますが、10月の町民まつりでは、新たな試みとして町中心部で密を避けたイベントを開催し、厳しい状況が続く中でも、新たな生活様式に基づいた取り組みで、これまでにない発想での賑わい創出ができたと感じております。地域活動をはじめ様々な取り組みにおいても幾多の困難があった中、先人の皆さんも、その困難を乗り越えて、歴史や実績を積み重ねてきていただいたことを踏まえますと、我々も、十分な感染症対策のもとで次の時代に引き継いでいくことができる取り組みが非常に重要であると思っております。これから冬に向けて行事、イベントが少なくなっていく時期であります。こうした機会をうまく活用し、国や県のガイドラインを参考にしながら、新たな生活様式に基づいた地域間交流の在り方について、地域と町が連携しながら取り組み、協創のまちづくりを進展させていければと考えております。

次に、3点目の憩いの場の創出推進についてであります。人口減少や高齢化が進む中、地域コミュニティを活性化していくためには、町民が気軽に集い、憩うことのできる場の創出は非常に重要な取り組みのひとつであると考えております。こうした場の創出は、町民のみならず町外から訪れた方が町の地域資源や魅力、人や風土を実感することのできる重要な空間形成でもあると思っております。また、それぞれの自治会等におきましては、地元学や地域の環境整備事業などにより、地域の憩いの場の創出に努めていただいているところであるほか、これまでも女性を中心に6次産業化の取り組みによる出店や、まちなかの空き店舗を活用した出店などにより、新たな産業振興と併せて、町内外の方にとっての貴重な憩いの場を提供いただいているところでもあります。町では、今年度からスタートしている町総合計画・中期計画において、人口減少対策に係る4つのプロジェクトのひとつに、つながりプロジェクトを掲げており、町出身者や葛巻ファンを巻き込んだ関係人口の創出、拡大を図り、継続的に町とつながっていただけるような取り組みを推進しております。こうしたことから、引き続き協創のまちづくりを推進し、地域コミュニティの活動のほか様々な組織と団体、個人が取り組む活動を支援していくことで、新たな憩いの場が形成されることと、町全体の賑わいが創出されることで、町民が一体となった地域づくりが、より活発に推進されるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それでは、さらに伺いさせていただきます。1点目の自治会活動の負担軽減でありますが、自治会活動は地元の人口減少、そして、高齢化が進む中で、住民福祉の増進や町との協力推進などに欠かせない活動でありますので、お話にありました感染予防のための資材の整備は地域の集会所など自治会活動の負担軽減となると思っております。それから、自治会活動のほかに、産業、1次、2次、3次産業それぞれの活動もまた社会を維持し

ていくために重要な役割を担っております。そこで、感染予防のための資材の中で、消毒用アルコール、飛沫防止パーティションなどの資材整備につきまして、町内で取得が可能であれば、対応の柔軟性や効率性の面で有利と思われませんが、資材の整備について地産地消、地材地消のお考えを伺います。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。ただいまの議員のお尋ねでございます。地産地消あるいは地材地消というお考えでございますが、まず、先ほどの町長からの答弁にも申し上げましたとおり、今年度、協創のまちづくり補助金、これの補助対象経費を見直しまして、感染症対策の物品等についても対象に加えたものでございます。そういった中で、議員おっしゃるような地域の材、材料等を活用した物品につきましては、例えば今、議場にもございますアクリルのパーティションがございしますが、こちらの例えば枠の部分ですとか、土台の部分に例えば木材を使うとか、そういった物品の作成、町内の業者さんにできるところがあればですね、このまちづくり補助金の対象にもできるかなというふうに考えておりますし、また、消毒剤、先ほど、くずまきワイン製造の消毒剤のお話もございましたが、こちらにつきましては、現在、一般販売はしてございまして、町との契約によって、くずまきワインの方で納めていただくという形になってございますので、こちらにつきましては各自治会さん等とのですね、協議の中でニーズを把握しながら改めて、夏頃にも一旦、自治会等に配布したわけでございますが、今後におきましても、そういった形でニーズを把握しながら、くずまきワインとの連携を図りながらですね、購入、配布について、さらに検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

お話にありました感染予防のための資材整備、行政が関わりを持って推進していければ、地域社会の大きな力であります。そこで、次に、災害対応、防災にも関わりますが、この感染予防資材の備蓄についてであります。消毒用アルコールのほか、マスクも感染予防には欠かせませんが、国ではこの3月当初にマスクの備蓄分を医療機関などに配布しましたが、一方で、町民が容易に購入できるようになるには、だいぶ日数がかかりました。マスクなど必要なときに必要な数量を取得できるか、未だ先の見通しがなかなかつかない現状でありますので、この消毒用アルコール、マスクの備蓄を増やしていくお考えはあるのか伺います。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。消毒用のアルコール、あるいはマスクの備蓄の関係でございますが、まず、現在の備蓄状況につきまして、ご報告させていただきたいと思いますが、災害発生時の避難所用といたしまして、手指の消毒液を60リットル、それから、マスクにつきましては12,000枚を備蓄しているところでございます。そのほかにも健康福祉課の方で手指消毒液、それから、物品の消毒液、合わせまして220リットル、それから、マスクが15,000枚ほど備蓄がある状況でございます。しかしながら、これで十分な数というわけでは決してございません。これからの感染症の状況にもよるわけでございますが、そういった感染状況を、これからもですね、十分注視しながら、こういった物品の安定的な確保、これについても努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それでは、2点目の地域間交流に移ります。地域で予定された行事は、その実行の可能性を検討することは、なかなか容易ではないと思われれます。この検討に役立てる情報の提供に関しまして、お尋ねいたします。公衆衛生活動の連携に係わることでもありますが、自治会をまたぐ行事の開催はどうしても規模が大きくなります。開催するか、しないかの決心は困難が伴います。そのために、なるべく実際に感染が発生している中で、予防対策に何か不足、足りないところがあって感染したのか。あるいは基本的な感染対策を徹底しても、なお発生しているのか、その詳細は地元では分かりにくいところがあります。そこで、そのような地域の活動の判断に役立つ情報が得られれば、活動の手助けとなるのではないのでしょうか。そこで、そのような地域の活動の判断に役立つ情報についてですが、このような伝染病予防に限らず公衆衛生は国、県、町がそれぞれのレベルで組織的に活動しておりますので、発生状況から得られた教訓的事項の情報提供、自治会や関係団体への情報提供が重要と思われれますが、お考えを伺います。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。議員おっしゃいますとおり、その原因につきましては非常に難しい面があると承知してございます。その中で、現在、国が示しております集団感染の事例をいくつか挙げさせていただきたいと思いますが、まず、同じ部屋の中でのマスクの着用が不徹底であったでありますとか、席の配置が密接していた、それから、換気が不十分であった、それから、使用している物品の消毒を行っていなかったというふうな国が示した感染事例がいくつかございます。こういった事例をですね、さらに町民の皆様にも周知していくというのは非常に重要なことだと考えてございます。これまでも、

くずまきテレビ、あるいはライブビジョンを通して、注意喚起のお願いということ
で情報発信をさせていただいておるところでございますが、これからもですね、国、県
の指針等、また変わってくる部分もあると思われまいますので、随時そういった情報を鋭意
取得しながらですね、情報発信にも努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それでは、最後の3点目、憩いの場創出に移ります。地域の活動は憩いの場でもあり
ますので、地域振興全体を通しての考え方であります。令和2年度、今年度は、お話
にありました葛巻町総合計画・中期基本計画は初年度であります。今現在、新型コロナ
ウイルス感染の終息がいつになるか見込むのは難しい状況であります。そして、規模の
大きな活動もなかなか困難なところでもあります。こうした中で、自治会、関係団体が
現在の状況に対応しながら、可能な範囲の中でありまますが、意欲を持って取り組めるも
のを見つけて、それに力を入れる、地域を元気にする看板やオブジェを設置することも
含まれると思います。現在の困難な状況に対応しながら工夫をして、なんとか進めてい
く、このような地域の活力と行政との連携がコロナのあとの地域振興にもつながると思
われまますが、現在の困難な状況の中で、地域振興推進についての考え方を伺います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。現在の全国的な感染状況を見ますと、新型コロナ感染
症の終息が簡単に収まらないといえますか、そういう状況にある中、今後における活動
の在り方といたしましては、ウイルスとの共存、そういうことを意識した地域活動に取
り組んでいかなければならないと、このように考えているところでありまます。町では、
コロナ禍を新たなチャンスという捉えをいたしまして、テレワークの先進地としてサテ
ライト構想を立てながら、サテライトオフィスの誘致に向けて新しい取り組みもスター
トさせているところでありまして、これは町の課題であります関係人口の拡大を増やし
ながら、地域の活性化を図ってまいりたいと考えているものであります。併せまして、
町民がコロナ禍に負けずに安心して生活を送っていただくことが重要であるとも考
えているものであります。そうした中に、明るい話題といたしまして、9月以降であり
まます、牧草のロールに、コロナに負けるなや、イラストを描いた応援メッセージを町内
数カ所に自主的に設置していただいたと、このように思っております。これは新聞でも
取り上げていただきましたが、これは正に地域や住民が主体となった取り組みであり
まして、町民はじめ来訪者の方々に大きく勇気づける、あるいは励ましてくれる、そ
ういうことにつながったと、このようにも思っておるところであります。このような町を元
気にする取り組みは、かつて花いっぱいコンテスト、あるいは最近でありますと雪だる

まコンテスト、そして、薪積みなど様々な手法で、形を変えながら、それぞれの地域に波及、そして、また、定着して地域振興に結びついていると、このようにも思っておるところであります。現在、新型コロナウイルス感染症の影響で外出しにくい状況の中にあるわけではありますが、自治会、そして、また、地域の活動が厳しい状況にもありますが、こうした環境、状況に順応しながら、新たな地域振興策に取り組んでまいりたいと、このように思っておるところであります。そうした中、10月末に開催いたしました岩手くずまきワインの新酒発表会、入場者を限定しながらではありますが、より多くの人たちに魅力を伝えようと、オンラインによるリモート開催をいたしまして、このことによりまして、イベントの新たな取り組みのひとつが、これからのひとつが見えてきていると、このようにも思ったところでもあります。現在、人の往来が厳しい中で、人口減少の創出、拡大に取り組むことができる良い事例でもあったと思っております。町といたしましては、在宅で情報が得られる、くずまきテレビを有効に活用して、町民の皆さんを元気づけられるような話題、あるいはメッセージを積極的にお送りするなど、取り組みを進めてまいりたいと考えております。そして、また、自治会、地域コミュニティ団体等が取り組む町を元気づける活動にしっかりとサポートして、コロナ禍における地域振興の対策といたしまして、十分な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

次に、2番、遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

遠藤でございます。質問の前に、現在、新型コロナウイルスの感染の再拡大が見られております。当町におきましても、消防署葛巻分署内での集団感染が発生いたしました。幸いにも、ほかの町民への感染はなかったものの、これから年末年始に向け、忘年会や新年会、あるいはイベント等、多くの行事が中止される中、飲食店をはじめ町内事業所への影響は、これは大変大きなものがあると考えます。年末での資金繰りなど緊急な対策、対応が必要になると思っておりますが、これについて、ぜひともご検討をお願いしたいと思っております。

質問に移ります。今般、菅総理のもとデジタル庁が設置される予定であります。来年からデジタル化へ向けて大きく動き出す方針が発表されております。地方行政のトランスフォーメーションに向け総務省では38億円、民間企業に向けましては経済産業省で389億円、インフラと物流に対しまして国土交通省では183億円、また、文科省でもGIGAスクール構想に向けて既に動き始めております。3次補正におきましても、大き

な予算計上がなされると聞いております。しかしながら、国の進めるデジタル化とは果たしてどういうものなのか、なかなか、よく分からないというところが現状だと思えますので、まず、行政におけるデジタル化とはどういうものであるか、具体的には何がどう変わっていくのか、お伺いをいたします。

次に、この行政のデジタル化に対し、町としての対応は今後どのように進めていくところであるか、また、デジタル化への流れの中で社会はどう変化していくのか、これに対して、町として、どのような取り組みをしていくのかについて伺いたいと思います。

第3に、この行政のデジタル化を活かすためにも、これに取り組む人材が必要と思われれます。担当する職員につきましても相当な知識、経験が必要と考えますが、人材の確保や育成についてはどのように進めていかれるところか伺いたいと思います。

以上、3点について、お伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

本日は一般質問の場でありますので、通告のあった部分に答弁をさせていただきます。

ご質問の行政のデジタル化とは、その対応と取り組みについて、お答えをいたします。まず、1点目の国の進める行政のデジタル化とはどういうものであるか、具体的に何がどう変わるのかについてであります。国では、令和元年6月に経済財政運営と改革の基本方針2019の次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革の中のひとつとして、デジタル・ガバメントによる行政効率化を掲げております。その内容としましては、国及び地方自治体等の情報システムやデータは、集約、標準化、共同化し、原則オープンな形で誰もが利用でき、キャッシュフローを生み出す公共財となるよう設計するとされております。また、地方自治体の情報システムについては、財源を含めた国の主導的な支援の下で標準化等を進め、カスタマイズを抑制しつつ、各団体のシステム更新時期を踏まえた個別団体への助言を含む支援策により、自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進するというものであります。そのデジタル・ガバメントの早期実現に向け、マイナンバー制度の既存インフラを最大限活用し、既に行政が保有している情報について添付書類の提出を一括して撤廃するとともに、戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進めるとしております。

こうした中、新型コロナウイルス感染症対策のひとつである特別定額給付金の給付申請、あるいは在宅ワークが推進される一方で、押印のために出勤せざるを得ない状況を余儀なくされるなど、行政手続きのみならず様々な分野におけるデジタル化の遅れが露呈したところであります。このことを受け、本年9月、総務省はデジタル変革を通じた新しい地域と社会の構築、総務省重点施策2021を発表し、新型コロナウイルス感染症拡大への対応と地域経済の活性化との両立を図りつつ、ポストコロナ時代にふさわしい質の高い経済社会を推進するため、デジタル変革の加速、地方回帰支援、防災・減災、国土強靱化の推進に取り組み、経済、社会を支える地方行財政基盤や持続可能な社会基

盤を確保するとしております。この重点施策では、デジタル変革の加速による新たな日常の構築を第一の項目として掲げており、次世代型行政サービスの強力な推進、新たな日常を支える情報通信基盤、社会全体の生活様式の変革を支えるプラットフォームの3分野8施策が展開されるものであります。具体的な主な取り組みとしましては、行政手続オンライン化や自治体情報システム標準化などを展開する自治体デジタルトランスフォーメーションの推進、5G・光ファイバ等の全国展開の推進とローカル5Gを活用した課題解決の促進、テレワークの推進やキャッシュレスの環境整備、遠隔医療や8K、AI等の医療分野への活用の推進などとなっております。

次に、2点目の町として行政のデジタル化への対応はどう進めていくか、また、デジタル化は社会的にも大きな変化を生むとされているが、今後の取り組みについてであります。1点目でお答え申し上げましたとおり、地方自治体等の情報システムについては、財源を含めた国の主導的な支援の下で標準化等を進めるとされており、今後の国の動向などを踏まえながら、町としての行政デジタル化に取り組んでいかなければならないと認識しております。一方で、これまでも町では、平成2年度に住民情報分散処理システムを導入して以来、税、選挙、財務などの各分野におけるシステム導入のほか、業務効率の向上を図るため、平成17年度には庁舎内のネットワークの整備、平成20年度以降は、地域情報基盤を整備するなど、積極的に情報化、デジタル化に向けた取り組みを進めてきたところであります。また、昨年度からは県内8市町村で住民情報システムのクラウド化による運用を開始したほか、盛岡広域8市町では競争入札参加資格申請システムをオンラインで共同運用する取り組みなども進んでおります。そのほかにも、行政デジタル化が推進されていく中で、マイナンバー制度の利活用が重要視されてくることが予想されますが、当町におけるマイナンバーカードの交付状況は、10月末時点で24.5パーセントとなっており、県内では0.5ポイント差で盛岡市に次ぐ2位の交付率であります。このほかにも、来年3月からはマイナンバーカードの保険証利用が一部で開始されることを踏まえて、葛巻病院では保険証の利用に向けた機器環境の整備に向けた準備を進めるなど、適宜対応を進めているところでもあります。行政におけるデジタル化の取り組みは、住民、企業等の様々な主体にとって利便性が向上するとともに、課題解決等への参加をより容易にし、地域や組織の枠を越えた連携の基盤となるものであります。こうした基本的な認識を踏まえながら、速やかに対応してまいりたいと考えております。

3点目に、行政のデジタル化を活かすために、担当する職員にも相当の知識が必要と考えるが、その人材確保についてであります。デジタル化を実現していくためには、情報システム等を効率的、効果的に整備するシステム面での対応や専門人材の確保のほか、情報活用力や情報セキュリティーなど、日常的に情報システムを取り扱う職員に求められる基本的なスキルの向上も求められるものであります。特にICTの分野は専門性が高く、技術革新や進展が加速度的であり、その専門性はますます高まる一方であり、システム面における人材確保は、その専門性の高さから、どの市町村においても厳しい状況にあり、外部あるいは民間の人材から協力を得る形で取り組んでいかざるを得ないものと考えております。一方で、情報システムを業務で取り扱う職員の基本的スキル向上につきましては、情報担当職員のみならず、情報システムに関わる全職員が情報セキュリティーの重要性を理解するとともに、情報活用力の向上に向けた各種研修の受講機

会を創出してまいりたいと考えております。町では、これまでも情報化の推進につきましては、行政情報、地域情報を問わず積極的に取り組み、導入を推進してきたところであり、今後、国が進める行政デジタル化、あるいは町独自で進める情報化対策など、先進的なモデルとなるよう一步先行く取り組みに今後も努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ただいま町長よりデジタル化に向けた説明をいただきました。今後、デジタル化が進むことによりまして、サービスを受ける住民の側にもシステムの扱いに慣れていく必要があると思います。学校教育につきましても、来年度から文科省おきましてGIGAスクール構想が始まる予定であります。当町におきましても、生徒1人1台のパソコン、タブレットが配備され、また、教育用コンピューターソフトの導入、ICT教育の実施、通信ネットワークの整備など行われると思いますが、当町における教育体制は今後どうなっていくか、これに対する取り組みはどうか伺いたいと思います。

議長（中崎和久君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

ただいまの質問にお答えいたします。教育体制ということで、よろしいでしょうか。改めてGIGAスクールの体制を構築して何かを行うということではございません。新学習指導要領のもとで教育の情報化が一層進展するよう学校が実際に取り組むを行う際の参考となる手引きに基づきまして、情報教育や教科等の指導におけるICTを活用した学習活動の充実を図ることとさせていただきます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ただいまICT教育について、お答えがあったと思いますが、これにつきましては教える側である教師の能力が問われると思います。デジタル機器を十分に活かせるためにも、教育技術の向上も同時に図られなければならないと考えます。研修等について、どのように今後行われていくか伺いたいと思います。

議長（中崎和久君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

研修等についてということで、お答えを申し上げます。町内小中学校の教諭を対象といたしまして、町教育センター事業の一環として、学校教育の情報化指導者養成研修を修了された講師等をお招きいたしまして研修会の実施ですとか、研修用動画、または教科等のICT実践事例等も活用しながらスキルアップを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

教育につきましては、最終的には、やはり機械だけに頼るのではなく、人と人の触れ合い、また、感情や情緒的な面での成長も欠かせないと思います。デジタル化の中にありましても、生徒一人ひとりとしっかりと向き合える教育を行えるように、お願いいたします。

次に、医療関係につきまして、ご質問いたします。葛巻病院等では今後リモートワークや遠隔診療など、また、保険証とマイナンバーカードの一体化という受付管理の整備などが考えられますが、例えば、現在は病院で診察を受けなければ薬がもらえない、あるいは別途薬局に薬をもらいに行く必要があるというようなことで、大変高齢者にはきつい環境があります。これらの改善はどのように図られていくのか、また、高齢者の中にはパソコンやタブレット等が苦手な方々も少なからずおられると思いますが、このような方々への対応はどうなっておられるか伺いたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

ただいまの質問について、お答えいたします。まず、遠隔診療でございますが、遠隔診療の高齢者症、高血圧症、あと、糖尿病などの国が定める疾患を有する患者さんに対しまして、医師が実施可能と判断した場合、電話若しくはビデオ通話を利用して診療行為を行うものでございます。診療から処方箋の交付までを在宅にしながら受けることができる受診方法でありますので、患者さんの通院に係る負担軽減、あとは通院時や院内での人との接触を減らせるというところがございまして、感染防止対策にも非常に有効と考えておりますが、ビデオ通話を使用する場合におきましては、当院と患者さん双方で通院機器の設置、あとは設定、あと、操作方法等の教育が必要になってきます。あと、オンライン診療の場合につきましては、ドクターが患者さんから得られる心身の情報等、非常に情報が限られますので、進めるにあたっては医師の意見、あとは患者さんの年齢層、あとは患者さんの家庭環境等も踏まえまして検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。ぜひとも便利な医療体制がとられるように、しっかりと対応していただきたいと思います。

最後に、国が進める最重要課題でありますマイナンバーカードの普及について伺います。また、すみません。もう一つあります。地方行政のトランスフォーメーションに向けて手続き上のオンライン化や情報システムの統一化に向けられるようではありますが、特にに関心が高いのはマイナンバー制度の一環であるマイナンバーカードの運用だと思いますが、運転免許、保険証などと一体化し、あるいは銀行口座に紐付けするというような情報の一本化、スマートフォンに搭載するなど言われておるわけでございますが、現在これは、どういうふうな状況になっているのか、セキュリティーの面も含めて伺いたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

ただいまの質問にお答えいたします。マイナンバーカードの運用についてですが、現在、本人確認という身分証明としてはもちろんのこと、各種手続きのオンライン申請、あと、マイナポータルの利用、あと、マイナポイントの申請などで活用されております。令和3年3月からは健康保険証としても利用されることになっております。さらに国では、議員おっしゃってございましたように、運転免許証や在留カードとの一体化、あと、各種免許、国家資格、教育等におけるマイナンバー制度の利活用についての検討がスタートしているところです。また、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載、または預貯金口座へのマイナンバー付番等についても、現在、国の方で検討している状況でありますので、今後その動向に注視したいと思っております。また、マイナンバーカードのセキュリティー体制についてですが、制度面については、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管することは法律で禁止されておりますし、違反した場合の罰則も強化されております。また、システム面でも、情報、個人情報を一元管理しているのではなくて、従来どおり分散管理して情報の照会、提供を行っております。また、行政機関が情報のやりとりをする際にもシステムにアクセスできる人を制限したりとか、通信の際には暗号化するなどの対策をしております。カード本体につきましても、写真入りのため悪用、なりすましですね、そういうのは困難ですし、ICチップ部分については税とか年金などの個人情報は記録されておりませんので、不正に情報を読み出そうとするとICチップが自動に破損する仕組みになっており、高い安全性が確保されております。以上です。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2 番（遠藤裕樹君）

ただいまマイナンバーカード等の運用につきまして説明がございましたが、国が進める重要課題である、このマイナンバーカード、先ほど町長の方からも説明がありましてとおり、当町におきましては24.5パーセントの普及率、県内第2位とは申せ、まだまだ普及率的には小さいと思っております。今後、このマイナンバーカードの普及及び行政デジタル化に向けて町としての対応と今後の方向性について伺いたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。まず、マイナンバーカードの普及について、お答えいたしますが、先ほど町長からもご答弁申し上げておるところであります。現在、町におけるマイナンバーカードの普及率であります。盛岡市が県内1番目でありまして、葛巻が2番目でありまして、普及率が約25パーセントになっているという状況にあるものであります。国では、このマイナンバーカードの普及が、デジタル化を進める上で鍵となるということでございまして、令和4年度末には、ほぼ全国民に普及したいというような考え方で今進めておるものであります。町としては、これまでマイナンバーカードの普及、早期普及に取り組んでおりまして、そのひとつにケーブルテレビを活用しての高齢者の見守りシステムの活用に取り組んできているほか、昨年度は職員を中心とした取得に取り組んで、その家族も含めてでございまして、申請あるいは取得に努めてまいりまして、現在70パーセントに、職員家族含めて70パーセントになっているものであります。また、現在は一般町民への普及を図るという観点からであります。住民会計課の窓口での取り組みはもちろんであります。申請のサポートはもちろんであります。5人以上の事業所、事業所の中で5人以上が希望するような申請の場合については町の方から出向いて、その申請をサポートするという、そういう考え方で、これから進めることにしているものであります。

それから、行政のデジタル化に向けての対応につきましては、これは国主導で進める、ひとつの住民サービスのデジタル化、それは、その分野と、町が中心となって進めていかなければならない、これは働き方のシステム等の関係もございまして、その2つが今後のデジタル化に向けての町の対応として考えられるものであります。その国の主導の住民サービスに係るデジタル化についてであります。それは住民の記録、あるいは地方税、さらには選挙とか、あるいは社会保障等のシステムが対象でございまして、その令和7年度末までの移行を国の方としては進めていくということになっているものであります。こうしたことから、町では国主導の、そのシステムの移行に向けた対応といたしましては、もちろんであります。行政デジタル化に対応する知識を、先ほど町長からも申し上げましたが、職員のそういう研修の場であったり、そういう部分をしっかりと機会を設けながら対応していかねばならないと思っておりますし、併せて、個

人情報の制度の認識と申しますか、これも併せて、しっかりと理解していかなければならないと、深めていく必要があると、このように思っております。研修会あるいは庁舎内での、そういう研修の場を多くつくりながら独自の、そういう職員のスキルを高める、そういう機会を設けていきたいと、このように思っているところであります。

それから、町独自に進めなければならないデジタル化につきましては、想定される内容といたしましては、電子決裁の導入、そして、また、ペーパーレス化でございます。併せて、また、在宅勤務環境の構築などが町独自のデジタル化に向けての対応となるものであります。町では、昨年11月であります。庶務管理のシステム等を導入しております。職員に係る出勤簿、あるいは時間外勤務の管理、それから、休暇休業管理と申しますか、そういう休みの届出の部分であります。そういう管理、あるいは給与等に関する一部の手続きは電子決裁の導入を図りながら今進めております。当然ペーパーレス化を図っているところであります。一方で、仕事の進め方そのものを根本から見直すというものでありますので、各分野、各部署に大きく関わってくる、このものであります。これにつきましては、文書管理システムの構築に関わる事項でありますので、行政改革、あるいは財政、会計、あるいは法規担当のみならず、その部局横断的に申しますか、全庁的に、その推進体制を考えていかなければならないものと、このように考えております。こうした状況を踏まえながらあります。新たに内部での推進体制の構築が必要になってくるものでありますし、専任の職員の配置というものも今後考えていかなければならないと、このように思っております。

先ほど、今回の県議会の中でも、このことが議論の中にありまして、先般の新聞にも載っておりますが、県の方でも4年度の導入を目指して文書の管理システムを進めていくという方向になるということでございます。これらを参考にしながら、町としても時機を失さないように対応してまいりたいと、このように思っております。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。行政のデジタル化に向けましては町民の理解が必要であり、情報の共有とともに、より深い理解を得ていただくために努力が必要だと思います。今後、行政だけではなく、このデジタル化は生活、社会、産業に大きな変化をもたらす可能性があります。より便利で、より快適で、そして、より豊かな生活が送れますように、しっかりと町として取り組んでいただきますようお願いを申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

ここで、11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 11時06分）

(再開時刻 11時15分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続けます。3番、近藤聖君。

3番 (近藤聖君)

3番、近藤聖です。よろしくお願ひします。先般、議会全員協議会におきまして、新庁舎の再設計プランについての説明がございました。1点目は、新庁舎の高さなどについてお聞きしたいと思ひます。新庁舎は当初の計画発表段階で5階建てになっておりました。再プランでも、もちろん5階建てになっています。当初計画の発表の当時、私は議員ではなく一般町民の立場で計画内容を知りましたけれども、高さについては、高い建物になるんだな程度の認識でした。しかし、今回、議員の立場で設計プランの説明を受け、建設予定現場に立ってみると、想像以上の高さであるということが分かりました。葛巻町には、過去、特別に高い建築物がありませんでしたので、正に偉容と言えると思ひます。参考までに、ちょっと調べてみました。岩手県内町村役場の建物は、フロア部分が5階建ての町村役場庁舎はひとつもありません。4階建てが5町、一部4階の3階建てが2町村、3階建てが8町村、2階建てが3町村です。建設方針でありますとか、地域事情とか、予算によって違って、これは当然でありますけれども、県内の19町村役場初の5階建てになるのかなということが分かりました。そこで、伺ひます。5階建ての設計になった理由、5階建ての決定に至るまでの経緯を伺ひます。これは1点目です。

2点目です。工法の変更について説明がございました。SRC工法、鉄骨鉄筋コンクリートからRC工法、鉄筋コンクリートに変更したのは、なぜなのでしょう。また、工法の変更によって建設の内容に影響があるのでしょうか、伺ひます。

3点目です。冬季間の気候、環境への対策、対応についてです。新庁舎は5階建てですので、現庁舎より日照が遮られる面積、空間が大きくなることが予想されます。それによる凍結などの影響、また、冬季間の気候、環境の状況変化への安全対策、対応は十分考えられているのでしょうか、伺ひます。

以上、3点よろしくお願ひいたします。

議長 (中崎和久君)

町長。

町長 (鈴木重男君)

ご質問の役場新庁舎再設計計画について、お答えをいたします。まず、1点目の新庁舎が5階建てになった理由とそこに至った経緯についてであります。はじめに、役場建設場所について若干触れさせていただきますが、新庁舎の建設にあたっては、新葛巻病院を建設する際に実施したアンケート調査や懇談会において、住民の皆さんの利便性、あるいは、まちなかの賑わいなどの観点から、現在の場所を望むという声が大半であったことから、新庁舎の建設においても、この意向を反映しながら進めることとしたとこ

ろであります。また、庁舎の建て替えにあたっては、多様な施設を複合化、集積化、集約化することで利用者である住民の皆さんの利便性を向上するほか、コンパクトシティ化を図ることで拠点施設を中心とした賑わいの創出などの相乗効果を生むことを念頭に置いて進めてきたものであります。これらを踏まえまして、新庁舎の建設にあたっては、町内の関係団体の皆さんで構成する新庁舎建設検討委員会を立ち上げ、平成30年6月に建て替えの方向性や基本方針、施設の規模などを取りまとめた葛巻町新庁舎建設基本計画を策定し、これに基づき設計業者を選定するためのプロポーザルを実施しております。設計プロポーザルにおいては、設計に係る要件を提示し、それに基づいたプランの提案を受けているところであります。その際に提示した施設規模や敷地の活用に対する主な要件としましては、階数の制限はなく、総合センター等の機能を複合化した施設として全ての機能を含めた延床面積を9,000平米以内とすること、1,000人程度の集客が可能なイベントスペースと駐車場を確保すること、経費を抑制するため仮設庁舎のいない設計とすることなどとしておりました。こうした要件のほか、日照などで近隣や駐車場に与える影響、土砂災害、急傾斜地の状況など建築、敷地に係る様々な要件を踏まえながら、いくつかの設計プランを比較検討し、現在の設計プランに至っているものであります。繰り返しになりますが、これまで慣れ親しんできた場所を変えることなく、これまで点在していた各施設を集約、集積し、複合施設として整備することで住民の皆さんの利便性の向上を図るため、限られた敷地面積の中での施設に求める機能を可能な限り反映した設計プランでもあります。また、設計プランの内容につきましては、新庁舎建設検討委員会をはじめ、関係団体等への説明のほか、各種会合での説明、パブリックコメントの実施などを行い、検討期間中に寄せられた130件ほどの意見、ご要望と、職員から寄せられた270件ほどの意見をできる限り調整、反映した設計プランであり、町民の皆様からもご理解をいただいているものと認識をいたしております。

次に、2点目の新庁舎建設がSRC工法からRC工法に変更になった理由と、それによる影響についてであります。新庁舎の構造の見直しにつきましては、これまでも一般質問でありましたり、あるいは全員協議会等におきまして、お答えをしてくれているものであります。改めてご説明をさせていただきます。当初設計におきましては、各フロアで広い空間と自由度の高い諸室配置を可能とするため、柱の間隔を広く取ることができる鉄骨鉄筋コンクリート造、SRC造を採用したところであります。一方で、SRC造の場合、市況価格の変動等を受けやすいほか、最近では首都圏における再開発事業の影響で鋼材の調達に期間を要する状況となっております。このことに伴い、鋼材の調達に要する期間を加味した工期としなければならないことから、通常よりも長い工期となり、結果、直接工事費以外の経費が嵩み、事業費が膨らむこととなります。こうしたことから、再設計の実施にあたっては、単に設計プランを見直すだけではなく、事業費や建築業界の動向、あるいは部材類の市況状況など、総合的な検討を行い、鉄筋コンクリート造、RC造に変更いたしましたところであります。また、この構造の変更に伴う影響であります。建物自体の機能につきましては、耐震構造、躯体強度など当初設計時の要件をそのまま引き継いでおり、構造物としての安全性や堅牢性などへの影響はないものであります。そのほか、諸室の構成などの設計プランそのものでの影響はありませんが、SRC造に比べRC造の場合は柱が太く、本数が増えるため、空間利用にある程度の制

限が生じますが、レイアウトの見直しやスペースの精査などにより、その影響を最小限に止めているところであります。

次に、3点目の冬季間の気候、環境の変化に対する対策、対応は備えられているかについてであります。1点目でもお答え申し上げましたとおり、設計プランの内容につきましては多くの皆様から様々な視点でご意見を頂戴しており、特に冬期間の施設管理面につきましては、落雪、除排雪、路面凍結防止などを想定し、その対策を施した設計プランとしているところであります。具体の対策としましては、病院側から新庁舎の北側に設置する屋根の付いた歩行空間である歩廊の西側玄関までの約130メートルの路面にはロードヒーターを設置し、屋根からの落雪防止のため、屋根にルーフヒーティングを設置するなどの融雪設備を施すことといたしております。また、病院と新庁舎との間の往来は、歩廊を歩行していただくことで、仮に屋根から落雪があった場合でも、歩廊の屋根が防いでくれる構造となっております。敷地内の除排雪につきましては、車止めのブロックなど除排雪の障害となる構造物の設置を控え、敷地内をできるだけフラットにしておくことで、効率的に水路に排雪できるような設計としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

ありがとうございます。大変よく分かりました。というか、ほとんど理解、納得できる説明でありましたし、これまでも何度もお聞きしているのです、町民の皆さんも理解が進んでいると思われま。

1点目の質問の関連ですけれども、私はここで、あえてですね、役場当局、町長、役場当局のこれまでの説明はほとんどメリット、良いこと、素晴らしいこと、こうすれば良いのだという方向で進んでいる。それは、説明はよく分かります。分かりました。でも、メリットがあればデメリットもあったと思い、デメリットもあるのが道理です。建設計画を進める中で、たぶん、あったのだろうと思えますけれども、私は、あえてデメリットについて、いくつか確認といいますか、質問させていただきます。まず、高さについてですけれども、葛巻は山が迫り、空が狭いです。大きな高い建物はますます少ない空間を狭めることになります。できてみないと分からない部分もあるわけですが、計画を説明させていただいて、説明していただいて、高くて、大きくて、目立つなという、先ほどの県内町村のデータからいっても相当というか、一番大きい、高い建物になるわけです。5階建ての威圧感というのは相当なものだと予想されます。高さに対する抵抗感、あるいは景観上については全く問題ないとお考えなのでしょうか、お伺いします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

それでは、お答えいたします。先ほど町長の方からもご答弁しておるところであります。新庁舎の建設にあたりましては、限られた敷地、面積の中で、どこに建てるか、そして、また、どの程度の規模でその施設を整備するか、した方がよいのか、全てひとつの建物にするのか、そして、また、日照の問題がないのか、あるいは、今お話ありますように、圧迫感の問題と申しますか、課題がないのか等々であります。法的な規制も含めてであります。様々な条件、状況を踏まえた上で検討を重ねた結果、今回の5階建てとなっているものであります。その中で、その景観上問題がないかということですが、設計プランができた時点で岩手県の景観の保全と創造に関する条例に基づき県の届出をしておりますが、建物の高さ、色彩、問題なく協議を進めて終えており、建物の高さ及び景観上の問題はない設計となっているものであります。

議長（ 中崎和久君 ）

近藤聖君。

3番（ 近藤聖君 ）

法令上とか、それから、条例上は問題ないだろう、それは当然そうだろうと思います。私が気になりますのは、やはり近隣住民とか、今まで住んでおられる町民の方のですね、感じる、その感じ方ですね、抵抗感がないかどうかというところまで検討されたかどうかというところをお聞きしたかったのですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（ 中崎和久君 ）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

住民の景観に対する、そういう意見がなかったかという、抵抗感がなかったかということですが、そのことについて深く調査してはおりませんが、特に役場の方で、この建設をするにあたりまして、住民の懇談会、あるいはパブリックコメント等の皆さんからの意見をいただいた中にはなかったと思っております。

議長（ 中崎和久君 ）

近藤聖君。

3番（ 近藤聖君 ）

建ってしまえば慣れるしかないわけですがけれども、相当な威圧感があるな、あるんじゃないかなという予想はしております。ただ、今の説明については、よく分かりました。

次に移りますけれども、従来の役場機能に加えて、ホールに、図書室に、子育てサロン、そして、金融機関と商工会までがひとつの建物に入るとなれば、この規模になるのはやむを得ないことなのかもしれません。私は、ホール、図書館等を別棟にし、階数を減らす方がよいのではという考えを持っていましたが、そういうふうな設計上の検討も

途中であったのでしょうか、お聞きします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、まず、5階建てに至った経緯を申し上げたいと、このように思います。まず、現在の建設予定の場所になった経緯であります。新葛巻病院の建設の際に既存の場所での整備の要望が多くあったところであります。それは、町中心部から建設場所を変えないでほしいということでありました。併せまして、高齢化が進む中、病院施設等を含めてであります。今後の施設集約が予定されているというようなこと等の上に、その話なわけでありまして、役場庁舎であったり、あるいは町民待望の文化施設であったり、そのほか金融機関等ということになるわけでありまして、できるだけコンパクトで移動が少なく済むといいますか、そういう施設にしてほしいというのが町民の意見でありました。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、まちづくり懇談会、あるいは議会の皆様方にも全員協議会等々におきましても、その状況は随時報告もさせていただいたと、このようにも思っております。

そういう中で、新庁舎の5階建てとなったものであります。場所建設決定により、建設範囲を決める作業に移行しました。その次の要件にあったのが、イベントあるいは雨の際にできるだけ影響のないような開催ができる、そんな施設も含めて考えてほしい。あるいは駐車台数を確保したいというようなことから、建物の範囲はできる限りコンパクトにしてほしいということをございまして、そういうことに基づいての検討をしながら進めてきたという経緯、これは何回も繰り返になりますが、そういう経緯であります。とはいえ、行政、先ほど質問のありました、行政あるいは交流の機能と併せまして、商工会あるいは金融機関等々になるわけでありまして、計画ベースの積算でも床面積が7,000平米必要でありまして、さらに、それに分署棟あるいは車庫棟を整備をした上で、イベント会場あるいは駐車場の空間を確保するという事は、なかなか難しい、一緒にしながら分散して、この限られた場所に分散して進めるということは、なかなか難しかったことであります。分署棟あるいは車庫棟の階を上げることはできないわけでございまして、庁舎棟においては階を増やすことで建設範囲を減らすことができますので、必然的に今回の庁舎棟5階建てになっているというものでもあります。

また、このことによりまして、形式的な部分でもありますが、新庁舎建設にあたるコストを最小限に抑えるため、最終的に無駄なコストとなる仮庁舎、別なところに移れば、ここに建てることになりましても、この現在の庁舎を仮庁舎として活用、仮庁舎といいますが、庁舎として活用しながら建設するというような、そういう考え方もしながら、今回の5階建て、そして、限られた場所に整備するというような形になったものでありますし、併せて、防災上の観点からも現在の場所ということになっているものであります。したがって、文化施設等々について分散してという考え方は、このプランの中にはなかったものであります。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

私は、図書館、それから、博物館、歴史資料館、欲を言えば美術館、こういう文化施設は独立して別に建てた方がよいという意見は変わりません。ですが、いろいろ説明をお聞きして、理解、納得を深めたところですので、この件については終わりたいと思います。

次に、使い勝手について、ちょっと伺います。図書サロン、子育てサロン、ホール、そして、教育委員会がほぼ同じところに入るようなんですけれども、使うときに、教育委員会は月曜から金曜というのが普通です。ホールや図書館は土曜日、日曜の利用が多いかと思います。その際に、管理とかセキュリティに問題はないのでしょうか、その対策は万全でしょうか、具体的に伺います。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。図書館等、それから、教育施設が入るということで、その土日でのセキュリティに問題はないかというようなご質問と受け止めておりましたけれども、現在の庁舎は、皆さんご存じのとおり、町民の方々、誰でも事務室の方に入ってこられるような体制となっておりますけれども、新庁舎におきましては、やはり事務室には重要な書類であったり、個人情報などもございますので、そういうふうな土日に、土日に限らずですね、住民の方々が入ってくるようなところ、何ていいますか、交流施設と事務室の方の施設はしっかりとICカード等でかざさないと諸室の方に入っていけないというようなセキュリティを構築しようということで進めております。ですので、平日ですと夜間、それから、土日ですと昼間から夜間というふうなことになるわけでございますけれども、その点でのセキュリティ対策はしっかりと考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

分かりました。せっかくの町民が待っている施設ですので、万全な対策をしていただいて、使い勝手が悪くならないようにお願いしたいと思います。

次に移ります。2階フロアだと思いますけれども、従来の公民館機能、総合センター機能が入っていると思います。現在の総合センターは、災害時、最大103人収容の避難所になっていますけれども、新庁舎も避難所として想定しているのでしょうか、伺います。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

新しい庁舎におきましても、その防災上のことは十分に考えた施設となっております。分署棟も併設してできるわけでございまして、また、庁舎の方にはですね、最上階に防災対策室というふうなものを部屋を設けまして、災害時には、そこに関係する方々がすぐに集まって、いろいろな対策を考えるというような部屋も設けてございますので、それらの問題はないかと思えます。そして、また、住民の皆さんについても、多目的ホールだとか、そういうふうなところも災害時には、何ていいますか、避難場所となるような形で、例えば小さい子どもさんであったら和室が必要だろうということで和室を設けたりですとか、そういうふうな細かい対策を施した設計となっているものでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

分かりました。安心いたしました。

次にいきます。役場に商工会や信金まで入ると、まちなかを行き来する人が、ますます減るのではないかという町民の心配の声が私のところに届きます。どのように考えておられますか。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。役場庁舎の中に金融施設だとか、そういうふうなものが入ると、まちなかの方との往来はどうなるのかというふうなご質問と受け止めておりますけれども、役場庁舎の中には、その金融施設でありましたり、商工会なども入ります。このひとつの建物の中で、そういうふうな用事が足せるような格好になるわけですが、それはそれとして考えまして、であれば、まちなかの方のいろいろな商業施設に行かないかとなると、そうでもなく、ここの役場庁舎で用事が終わりました。それから、例えば、お昼をまちなかの方で食べましょうというふうに、まちなかと役場庁舎の施設との往来が今まで以上に活発になるのではないかというふうにご考慮しておりましたので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

町民の心配しているようにならないように、これから、まちなかの賑わい、それから、往来について、さらに対策を考えていただきたいなど思っています。

次に、2点目の件について1つだけお伺いします。耐震性、堅固性についてですけども、最初の設計をしたときにSRC工法で、たぶん高さが高くなるので、それから、空間を確保するためというふうな説明はお聞きしたんですが、少し、ちょっと勉強してみましたら、RC工法は耐震性がやや低下するという記述を読みました。耐震性や堅固性は十分なのかなという心配から、ずばり、震度7の地震でも大丈夫でしょうか、被害は出ないでしょうか、お聞きします。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

SRCからRCに変えたことによって、その耐震性はやや落ちるというような形で、また、その震度7には耐えられるだろうかというようなご質問だったかと思えますけれども、まず、建築基準法というふうな法律がございまして、建物を建てる際には、その建築基準法に沿った形で設計をしなければなりません。これは、県の方の建築主事さんの審査を受けて許可というふうになるわけであるわけがございまして、今回の設計におきましても十分にそれを網羅した設計となっております。そして、また、品確法というふうなものがございまして、こちらの方で耐震等級というふうなものがございまして、耐震等級の1、2、3とあるわけですけども、耐震等級の1は建築基準法を最低限網羅した建物ということで、数十年に一度の大きな地震に何とか耐えうるような形というふうなのが等級の1でございまして、それで、等級の2というのは、その1に対して1.25倍が等級の2、そして、等級の3というものが、1に対して1.5倍の等級というふうなことになっております。庁舎だとか、病院だとか、警察署だとか、消防署については、そういうふうな公共施設の災害時に活動の拠点となるような場所については、一般的には最上級を使うというふうなことで、この役場庁舎についても等級3の設計となっておりますので、震度7の地震が起きたとしても十分に耐えうる設計となっております。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

安心いたしました。いざとなったら新庁舎に逃げ込みたいと思います。

3点目について、お伺いします。冬季の凍結とか、環境の変化について、今、町長からご説明がありまして、だいぶ分かりました。葛巻病院が完成したあと、屋根からの落雪があって玄関付近の通行ができなくなるということが過去にありました。現在でも、その状況は続いています、町民の間では、やはり、そういう安全に対する不安がずっ

と残っているのではないかと考えています。新庁舎では、そのようなことがないという今の説明でありましたので、大変有り難いことだと思っています。ただ、実際に冬になってみないと分からないことでもありますので、葛巻病院もたぶん、そうだったのではないかと思います。念には念を入れて対策をしていただきたいなと思います。

最後に1点、病院から役場まで屋根を付けて道路が通ると、ロードヒーティングをするということでしたけれども、そこだけではなくて役場周辺を消雪道路、あるいは無凍結道路にする計画は今後考えていないでしょうか。冬季も、冬の間も役場機能が損なわれることがなく、安全・安心な庁舎として町民が利用するためにも必要と思われませんが、いかがお考えでしょうか。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。歩廊以外にも、その駐車場等の敷地の隣接をもう少し考えたらいいのではないかとというようなご質問と受け止めておりましたけれども、新庁舎はですね、現在の役場庁舎よりも病院側にかなり引っ込んだ形になります。そして、また、町道茶屋場田子線、堤防なんですけれども、堤防に沿った形というか、若干、曲線のような建物になるんですけれども、そういうふうなことで、何といたしますか、一番は南側にかなり寄せたことで、現在の冬期間の、いろいろと日照の関係で日陰が多いというような部分は、さほど変わらない、さほど変わらないといたしますか、かなり良くなるのではないかなというふうに、階数は高くなってもですね、そういうふうに考えております。消防署、それから、駐車場、車庫を建てる側、こちらの方は階数を2階というふうに低くしておりますので、お昼過ぎには、この駐車場の方に日照が当たるような形の設計といたしますか、そういうふうなことも考えておりましたので、これから実際建ってみないと、どういうふうな状況になるか分かりませんが、それらの状況を考えながら、また、今後の対策については考えてまいりたいと思っております。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

今後どうなるか分からない部分もあるという今の回答でしたので、今後ですね、そのような、やはり安全とか、そういうことに対して、もっと対策した方がいいという場合は、ぜひとも検討、そして、取りかかっていたいただきたいなと思います。よろしくお願います。以上、質問を終わります。

議長（中崎和久君）

ここで、午後1時まで休憩します。

(休憩時刻 11時55分)

(再開時刻 13時00分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続けます。5番、柴田勇雄君。

5番 (柴田勇雄君)

ご苦勞様でございます。4番手に一般質問する柴田勇雄です。今次議会では次の3項目を通告しておりますので、質問いたします。まず、1項目めは、令和3年度当初予算編成について伺います。月日が巡るものは早いもので、令和2年も師走に入り、残すところ、あと4週間となりました。この時期は例年、新年度予算編成の真ただ中にあるのではないかと推察し、編成作業にあたっている職員の皆さまに敬意を表します。一般に予算や財政という言葉を書きますと、頭から難しそうとか、分かりづらいとか、興味がないなどと感じている方もいるかもしれませんが、ただ、予算は町民の皆さんに納めていただいている税金の使い道であり、全町民の生活に直接深く関わっていますので、少しでも関心を持っていただきたいと願っております。

予算編成については、これまでの決算数値等を分析し、次年度予算に反映させていく必要から、10年前の平成22年度決算と直近の決算である令和元年度決算との主要数値を比較検討してみました。歳入決算総額では、22年度は7,111,000,000円に対し、元年度は7,003,000,000円でした。22年度が108,000,000円多くなっております。歳入の町税では、22年度は499,000,000円に対し、元年度は478,000,000円、普通交付税で、22年度が3,093,000,000円に対し、元年度は2,937,000,000円で、人口減少等の影響か、いずれも22年度の方が若干上回っている内容になっております。ただ、繰越金では、22年度424,000,000円に対し、元年度は794,000,000円で、元年度が370,000,000円も大幅に上回っており、歳入の11.4パーセントを占め、地方交付税に次ぐ2番目に高い歳入となっております。次に、主な財政指標でも比較してみました。突出している指標といたしましては、経常収支比率、この比率が低いほど財政構造が弾力的であることを示しております。22年度は86.0、これは33市町村中29番目でした。それが、元年度は85.3、これは県下で4番目、県の平均が91.3ですから、だいぶ経常収支比率については元年度良くなっているわけです。次に、実質公債比ですが、これは起債を起こす際の重要指標となるものでございまして、毎年、財政健全化法で議会にも報告いただいているものでございます。これが、22年度は13.1、これは33市町村中13番までであったものが、元年度は7.6、県で2番目になっております。ちなみに、県の平均で10.6というふうなことで、だいぶ実質公債比は改善になっているような内容になっております。次に、積立金の現在高比率、これは基金へのどれくらい積み立てをしたかという積立金の内容でございますが、22年度は60.1で、基金積立が2,425,000,000円ありました。それが、元年度には151.0というふうなことで、だいぶ積み立てが図られまして、積立金の総積立額が5,639,000,000円、このような形になってございまして、突出している、指標としてはこのようなものが言えるのではないのかなと思っております。一方、低迷している指標としては自主財源比率、この比率が高いほど歳入構造が安

定的であるということを示しているわけですが、22年度は17.6、33市町村中27番目にありました。元年度は、これが27.1、だいぶ改善はしておりますけども、県では30番目になっておりまして、これは県の平均37.5となっておりますので、だいぶ低い自主財源ですが、内容になっているわけです。それから、財政力指数、これは1未満ですと普通交付税の交付団体となるわけですが、これが、国が各種財政援助措置する際の判断指数となるわけですが、全国の市町村のほとんどは、この1未満の数値で、普通交付税の交付団体になっている内容になっておりますが、その財政力指数は22年度0.15、33市町村中、下位、元年度もあまり変わりません。0.16、これも岩手県下でも下位に低迷しているわけですが、ちなみに全国の平均が0.51ですから、だいぶ、この財政力指数が低いというふうな内容がお分かりになるかと思っております。このような検討結果を踏まえて、次の事項を伺います。

1番目に、令和3年度当初予算編成はどのような方針で進めているのか、お伺いをいたします。2つ目に、新年度予算のソフト、ハード両面事業の重点事項を伺います。3番目に、新年度予算では低迷している自主財源をどのように確保する考えか伺います。4番目に、一般会計予算の規模見通しについて伺います。

次に、2項目めの新型コロナウイルス感染症クラスター発生に伴う町の対応、対策について伺います。世界に拡散した新型コロナウイルス感染症との闘いは長く、間もなく1年になろうとしております。にも関わらず、今なお感染者や死者の数は増えるばかりで全世界が不安のどん底に突き落とされております。1日も早い安全で有効なワクチン接種が人類の切実な願いとなっております。

これまで感染確認者が全国最小だった岩手では11月中にクラスターが連続し、一気に感染確認者が194人に上り、県内初の死者が出るなど3人が亡くなったとの新聞報道です。その後、12月に入り、6日現在で感染確認者は220人となっております。このような状況の中、葛巻にコロナクラスター発生との、とてつもない報が飛び込んできました。新聞報道で順序を追うと、はじめに11月9日、盛岡市40代公務員男性の感染確認、翌10日の新聞に掲載、11日の新聞では9日に感染確認された40代公務員男性は盛岡広域消防職員、職場関係者20人は2週間を目安に自宅待機で11日以降に検査、救急車などは消毒済みで、空いた人員は管内の職員で応援態勢を組み、業務への影響なしとの掲載になっております。12日の新聞で初めて消防葛巻分署が特定され、同僚男性4人から新たにウイルスが検出され、クラスター発生の報となっております。さらに19日の新聞では、葛巻町の50代男性でクラスター発生の葛巻分署職員となっており、現時点での葛巻分署職員の感染確認者は6人でしょうか。町民の生命と身体、財産を守り、救急業務を担う防災機関からの発生に驚き、なんとも複雑な心境に陥りました。町内に発生した一大事のクラスターの情報が、テレビか新聞報道でしか詳しく受け取れず、しかも県と盛岡市の発表が一日遅れとあって、クラスター発生地住民にとって、早急にどのような予防や防止活動をとればよいのか全く情報がなく、多くの町民は不安や恐怖感に襲われたと思います。このクラスター発生について町と県、そして、盛岡市との連携はどのように図られて、対応したかは今現在でも私たちに知らされていない実態にあります。

そこで、次の事項について伺います。1つ目に、町内クラスター発生時における経過

と町の対応について詳しく説明願います。2つ目に、クラスター発生時における町から町民に対する情報発信の対応を伺います。3つ目に、クラスター発生に伴う保育園、小中学校、高齢者施設現場でとった感染防止対策について伺います。4つ目に、24時間勤務体制にある消防職員のクラスター発生に伴う業務への影響と対応について伺います。5点目に、コロナ感染確認者とその家族、職場等に対する差別、偏見、いじめ等、誹謗中傷の防止対応について伺います。6つ目に、今後における町の新型コロナウイルス感染防止対策への取り組み対応について伺います。1日も早いコロナ終息を願っての質問です。

次に、3項目めの町行政手続きのハンコ押印廃止の取り組みについて伺います。慣習的な押印をなくすことで、手続きの利便向上性を高めるため、政府は10月7日、規制改革推進会議の会合の中で、全府省庁に対し、押印の廃止を前提とした行政手続きの見直し方針を速やかに取りまとめるよう指示し、脱ハンコに向けた取り組みが加速されております。政府は、個人や事業者が省庁に出す約800種類の手続きのうち9割超えで廃止する方向と言われ、現時点では廃止困難な手続きについても、法改正を含めて再検討していくとしております。新型コロナウイルス禍によるライフスタイルの変化と相まって、全国の自治体でもオンライン化を見据えた押印廃止の動きが徐々に広まってきているようであります。当町においても、テレワーク等を進めていく中で、時代の潮流として行政の申請手続きについてもオンライン化を念頭に検討されていると思われませんが、次の事項について伺います。

1つ目は、町民が行政手続きを行う際、書類にハンコを押さなければ受け付けてもらえないケースが多いと思いますが、ハンコが必要とされる書類のその数はどのくらいあるでしょうか。2つ目に、町行政手続き上で、どうしてもハンコ押印廃止ができないものもあると思いますが、その具体例をお示しいただきたいと思っております。3つ目に、町行政手続きで一般的なハンコ廃止に向けた動向や取り組みについて伺いたしたいと思います。以上、1回目の質問といたします。よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問にお答えをいたします。まず、1件目の令和3年度当初予算編成について、お答えをいたします。1点目の令和3年度当初予算編成方針についてであります。当初予算の編成におきましては、例年、要求にあたっての基本的な考え方やルールのほかに当該年度における重点施策などを財務規則の規定に基づき編成方針として定め、各課長等に対し通知するとともに、編成作業を行う職員に対し説明会を開催し、その内容について周知しているところであります。令和3年度の編成方針は、今年度からスタートしております町総合計画・中期計画に基づき、町の最重要課題を人口減少対策と地方創生とし、4つの重点プロジェクトで重要業績評価指標、KPIを設定し、設定目標値を意識しながら3つの基本目標の達成に向け、各部署において戦略的に諸課題の解決にあたることとしております。また、町の最重要課題の解決には、スピー

ド感を持った積極的な取り組み、さらには選択と集中による施策の展開が重要であることから、平成15年度以降続けてきた一般財源枠配分方式を取りやめ、各部署において所要の事業費を積み上げる方式に大きく見直したところであります。そのほかでは、昨年度に引き続き、部署を横断した施策提案の職員提案制度を実施するほか、町の財政状況や昨今の社会情勢などを鑑みた事業の精査、よりきめ細やかな予算査定の実施などにより、町の最重要課題の克服に向けた重要施策について予算化してまいりたいと考えております。

次に、2点目のソフト、ハード事業の重点事項についてであります。今年度から4年間で取り組むべき、まちづくりの重要施策につきましては、町総合計画・中期計画の4つの重点プロジェクトとして取りまとめており、令和5年度末までに達成すべき目標値を掲げながら、各種事業に取り組むこととしております。特に、最重要課題である人口減少対策や地方創生への取り組みは、より一層の充実と強化が求められているほか、新たな関係人口の創出や交流人口の拡大など、各分野において、しっかりと成果が表れるよう、ソフト、ハードの両面から施策を展開し、皆さんから、この町に暮らしてみたい、暮らし続けたいと感じてもらえるような対策を講じてまいりたいと思っております。また、これまでの取り組みや実績を踏まえつつ、今後さらに多様化するニーズや社会情勢の変化などを的確に捉えていくとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでのような事業展開が難しい状況にある中であって、住民サービスの質を低下させることなく、ウィズコロナ時代における新たな日常の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、3点目の自主財源の確保についてであります。安定的な行財政運営を行う上で自主財源の確保は重要なことであり、その根幹となる町税の確保はもとより、その基礎となる町民所得の向上、あるいは各分野における産業振興策がより重要な取り組みであると認識しております。一方で、町の財政は他市町村と比較し税収が乏しく、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない状況にあり、財政基盤が脆弱という財政構造は、これまでと大きく変わらない状況が続いております。また、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の縮小、さらには政府、与党で検討されている固定資産税の軽減措置などの影響により、町税収入の確保がさらに厳しくなるものと見込んでおります。そうした中、国では令和3年度まで、地方の一般財源総額について平成30年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしていることから、町税収入が落ち込む分については、地方交付税並びに臨時財政対策債で補てんされるものと考えております。こうした厳しい状況下ではありますが、町税をはじめとする自主財源の確保は安定的な行財政運営を行う上で重要な財源であり、収入確保対策をしっかりと講じていくとともに、地方交付税をはじめとした地方財政措置の動向を把握しながら、歳入総額の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の一般会計予算の規模見通しについてであります。令和3年度の当初予算編成方針の策定過程において、当該年度に見込まれる歳入のほか、実施が予定されている事業の状況などを総合的に勘案し、概算で積み上げた予算計画額は総額で69億円ほどとなっております。今年度の当初予算と比較しますと、1億円ほどの増を見込んでいるものであります。しかしながら、この額は、あくまでも予算要求前の計画額であ

り、1点目で申し上げましたとおり、今回から一般財源枠配分方式を取りやめ、各部署において所要の事業費を積み上げる方式に大きく見直したことから、今後の予算編成作業の過程において増減が生じることを、生じますことをご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、2件目の新型コロナウイルス感染症クラスター発生に伴う町の対応策について、お答えをいたします。まず、1点目の町内クラスター発生時における経過と町の対応状況についてであります。経過であります。11月9日夜に盛岡中央消防署葛巻分署に勤務する署員に陽性反応の疑いがあるとの報告を受け、翌10日には盛岡市と盛岡地区広域消防組合から感染事例として公表があったものであります。公表のあった11月10日時点での感染者は1名であり、そのほか勤務にあっていた署員は感染症対策を行っていたこと、感染した署員の濃厚接触者が限定されていることなどから勤務地は公表されませんでした。他の署員の検査で、11月11日に署員4名の感染が確認されたことを受け、職場内クラスターの発生として勤務地の公表に至ったものであります。こうした状況を踏まえ、町では情報収集を行うとともに、11月10日、13日と対策本部会議を開催し、情報共有と今後の対応等について協議を行ったほか、県央保健所からの要請により、接触者の調査や検査等に協力するなど感染拡大防止に全力で努めたところであります。

次に、2点目のクラスター発生時における町から町民に対する情報発信対応についてであります。原則的に、感染者が確認された際には県や県央保健所から、その内容が発表されることとなっており、町が情報提供を先行したり、公表されている以上の情報を提供することがないよう、情報の取り扱いには十分に留意するよう指示を受けているところであります。一方で、感染症が拡大する中、町民の皆さんが不安に感じている部分があるかと思いますが、感染者本人やご家族などの心情も考慮し、慎重な対応が取れるような情報発信に努めているところであります。そうした中、今回のクラスター感染につきましても、くずまきテレビなどによるメッセージの発信のほか、改めて感染リスクの回避や基本的対策の継続、感染者等に対する思いやりのある冷静な行動をお願いするチラシを全戸配布しております。また、11月11日には、町内在住者の感染を確認したことを受け、町ホームページ等で発生をお知らせしておりますが、引き続き関係機関との情報共有に努め、町民の皆様に対しまして、状況に応じた適切な情報提供に努めてまいります。

次に、3点目のクラスター発生に伴う保育園、小学校、高齢者施設現場での感染拡大防止対策状況についてであります。国内で新型コロナウイルスの感染が確認されて以降、各施設において厚生労働省が示しているガイドライン等に従い、基本的な感染症対策に取り組んでいただいているところであります。また、今回のクラスター感染の発生に伴い、保育園、小中学校、高齢者施設等においては、所管課との連絡を密にするよう指示をするとともに、保護者やご家族の方が少しでも不安を軽減できるような、感染者やその関係者との接触事例の有無などを確認し、対応を進めてきたところであります。特に、保育園、小学校、高齢者施設はクラスター感染を引き起こすリスクが高いだけでなく、感染した場合、重篤化しやすい方の利用も多いことから、引き続き手洗い、マスク、3密回避、換気、加湿等の基本的な防止対策と、健康状態、行動歴の記録、多人数、

狭小な会合等の回避などの徹底に努めてまいります。

次に、4点目の消防職員のクラスター発生に伴う業務への影響と対応についてであります。分署員から1人目の感染者の確認を受け、盛岡地区広域消防組合は、当町に配属されている全ての分署員の検査と経過観察のため県央保健所の指導により、自宅待機を指示したところでありますが、この間、葛巻分署における体制につきましては、これまでに当町での勤務経験があった職員を中心に毎日6名が、12月1日までの間、配属されておりました。このことから、当町での消防、救急業務につきましては、支障がない状態を整えていただいたところであり、その影響は最小限に止まっております。

次に、5点目のコロナ感染確認者、その家族、職場等に対する差別、偏見、いじめ等の防止対応についてであります。これまでも、感染者やその家族、職場等に対する対応が社会問題として、度々取り上げられてきておりますが、町では、こうした問題が発生しないよう、くずまきテレビやチラシ等を通じて、町民の皆さんに思いやりのある冷静な行動をお願いしてきたところであります。これまでに、誹謗中傷などを受けたといった事例の報告や相談は受けておらず、町民の皆さんの良識ある行動に感謝するとともに、引き続き感染症対策の徹底と、感染リスクの回避、冷静で慎重な行動を心がけていただきますよう、お願いするものであります。また、2点目の情報発信対応でも申し上げますが、感染者が確認された際には、県や県央保健所から、その内容が発表されること、その情報の取り扱いには十分に留意しなければならないことなどを十分に踏まえ、町でも最大限の注意を払いながら、慎重で適切な対応を心がけてまいります。

次に、6点目の今後における町の新型コロナウイルス感染拡大防止対策への取り組み対応についてであります。現在、感染者は日に日に増加し、終息する気配が見えないまま第3波とも言われる状況が続いておりますが、この先、冬期間を迎え、新型コロナウイルス感染症のほか、インフルエンザへの感染リスクも懸念されることから、引き続き基本的感染症対策の徹底と、感染リスクの高い場所への移動や行動は極力避けていただくよう、お願いをするものであります。また、現在、新型コロナウイルス感染症に対応したワクチン開発が進んでいるようではありますが、接種対象者や接種時期など国の方針が示されていない状況でありますので、今後の動向を注視しながら、遺漏がないよう万全な態勢を整えてまいりたいと考えております。併せまして、全国的に経済が冷え込み、人、物の流れが停滞する中で、各産業分野における町内経済も大きな打撃を受けているところであります。今後の状況を踏まえながら、感染拡大防止にも努めながら、地域経済の活性化に向けた取り組みを、さらに進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目の町行政手続きのハンコ押印廃止の取り組みについて、お答えをいたします。まず、1点目の町民が行政手続きを行う際にハンコが必要とされる書類の数についてであります。現在、国では民間から行政への手続きの中で押印を求めている書類、約15,000種類のうち99パーセント以上に相当する約14,900種類について廃止を決定、あるいは廃止する方向で準備を進めることとしております。一方、町民が町に対して行う行政手続きで、その根拠を町の例規で規定している手続きで押印を求めている書類は599種類あり、うち現時点において押印を廃止する方向で検討ができる書類は428種類で、法に根拠を置く、あるいは本人確認の方法を新たに検討しなければならないなどに

より、押印の廃止が困難なものが171種類であると整理しております。また、町の例規に規定のない書類につきましても、改めて押印の必要性を検討するとともに、必要に応じた対応をとってまいりたいと考えております。

次に、2点目の町行政手続き上でハンコが廃止できない具体例についてであります。国では押印が必要と判断した83の手続きは、いずれも印鑑証明が必要なもの、あるいは登記、登録、銀行への届出印などとされております。こうした考えを町の行政手続きに当てはめて考えた場合、1点目でもお答え申し上げましたが、法で規定されている様式、あるいは本人確認上や書面の真正性を担保しなければならない手続きなどにおいては、押印を廃止できないものもあるのではないかと推察をしております。

次に、3点目の町行政手続きでハンコ廃止に向けた取り組みについてであります。現在、国において押印廃止に向けた取り組みが進められており、こうした動向を踏まえながら、町でも呼応するような形で進めていくこととなりますが、改めまして押印の必要性については内部での検討を重ね、住民サービスの向上はもとより手続きの簡略化、簡素化に努めてまいりたいと考えております。また、押印廃止に向けては、行政のデジタル化の推進が必要不可欠であり、この取り組みにつきましても、今後、国の主導のもとで新たな動きが出てくることとなってきております。こうしたことから、押印の廃止だけではなく、書面規制、対面規制などを含めた行政手続きそのものが大きく見直され、変革していく状況にあることから、今後の国の動向に注視するとともに、行政のデジタル化の推進に向け協議、検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございます。それでは、最初に予算編成の関係からお聞きしていきたいと思っております。人口の減少は、先ほども答弁の中にたくさん出てまいりました。そうしますと、もちろん、この人口減少に伴う行財政についても、それなりに考えていく必要があるのではないのかなど、このように思います。そうしますと、現在、少し、当時より生温いような感じいたしますけれども、行財政改革の推進が求められているのではないのかなど、そして、そういうふうな中での予算編成が必要ではないのかなと思われれますが、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。先ほど、質問に係る事項といたしまして、現在の町の財政状況について、各分野にわたりましたの数値等も含めてであります。この10年間の対比しての財政状況の現状ということでございましたが、そういう中で、この10年間であり

ますが、正に、その行財政改革、あるいは地方創生という観点の中での取り組み、特に人口減少対策に、この10年間といたしますか、取り組みながら、鋭意その人口減少に係る対策を進めながら、移住・定住、そして、また、現在求められる関係人口の拡大等々につきましても鋭意努力してきておるところであります。この財源といたしましても、正に、そういう長い間の積み重ねになるわけではありますが、これまで人件費の抑制であったり、あるいは公債費といたしますか、そういう事業に対する、その公債費、いわゆる借金の返済にあたる、これが正に財政指数、財源の少ない町にとりましては最も慎重に対応していかなければならない、あるいは削減に努めていかなければならない、そういう中で、自主財源比率も、先ほどお話ありましたような状況の中で、町の状況も、今33市町村の中でも、そういう数値等々については、柴田議員さんからもお話ありましたように、県下の中でも上位の方に位置されるというような状況になっているものであります。これは、これまでの長い間の行財政改革の取り組みの成果であると、このようにも思っておるところであります。正に、そういう長い間の基盤が職員の事務の推進にあたりましても、長い間の中に、そういう面での確立がしっかりとされてきていると、このようにも認識しておるところであります。

そういう中で、現在、その行財政改革をさらに、何ていいますか、取り上げて進めなければならぬという現段階での状況ということになりますと、そのような状況にないであろうと、このようにも思っております。しかし、今回のコロナの関係対策におきましても、国の方でも、これまでの2次補正、そして、また、今後、また3次補正等々が予定されているわけではありますが、そういう中で、国の方でも、その中で予測されるということは、税の減収というものが大変大きく今予想されているという状況にもあります。それから、先般の県の議会でも、正に、そういう県税の減収が予想されるということでございます。そういう状況にありますから、一層その財政の規律、あるいは行財政改革という観点での推進にあたりましては、引き続き、しっかりと対応してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

今の答弁ですと、長い間の職員の献身的な努力とか、そういうふうなことで大変成果が出ているというふうなお話でございましたけども、それは、そのとおりかとは思いますが、もう少し、この行財政改革という名目を全面に打ち出しても私はよろしいのではないのかなど、そうしますと、もっともっと皆様の努力の成果がすっきりとするような感じがしますが、現時点では行財政改革でこうやりましたというふうな、私から見れば成果面は若干手薄のような感じしておりますので、そういったようなところにも意を用いながら頑張ってもらえればなど、このようにも思っておりますし、また、コロナで来年度からの予算編成もだいぶ変わってくるのではないのかなど、ということは、つまり新しい生活への予算に対応しなければならぬというようなことがあるでしょうから、こういったような基本的な行財政改革の推進が、いつの時代でも私は必要ではないのか

など、こういったような視点も予算編成の中に、ぜひ組み入れて編成をやっていただいで、令和3年度の予算の方につなげていただければなど、このように思っております。

もう一つだけ、お伺いしておきます。今、我々の手元の方に配布なっております総合計画の第2期の部分がございますけども、この中で、行財政改革にもなるわけでございますが、実質公債費の比率、令和5年の目標値14.8に設定しているわけですが、14.8、だ、い、ぶ、現在の7.いくらかに比べますと倍になるわけで、増えるかもしれませんけれども、この辺の見直しも必要ではないのかなと、そのような感じがいたしますので、そのためには、この起債の抑制を図っていかなければならないわけでございますが、そういったような際に、現在の公共施設等の整備基金の有効活用を図りながら、この辺も調整をすべきではないのかなと、ただただ、この余裕金が公共施設等の整備基金に積み立てをするだけではなくて、このような部分でも十分、この予算に反映されるような、ちょうどいいバランスの取れたような起債の発行額の抑制が必要ではないのかなと思われれますが、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今ご指摘ありましたように、今後の財政運営として、しっかりと捉えていかなければならない部分、そして、また、現在の公共施設整備基金の運用ということでございます。これまでも答弁の中にも話をしてまいりましたが、ひとつには町として有利な財源を確保しながら事業を進めていくという基本的な方針の中で進めておるものであります。そういう中で、各種、今、昭和50年代の公共施設の更新といえますか、そういう時期にもなっていること等も踏まえましての今後の公共施設整備にあたっての財源として、公共施設整備基金を造設しているものであります。この基金の運用と、その取り組みといえますか、これについて少しお話させていただきますが、効率的な財源を確保するという観点から、各種事業においても起債にあたっては過疎債を充當しながら、これまでの病院の建設、あるいは江川簡易水道整備事業につきましても、そうではありますが、そうしますと、一旦、起債を導入いたしまして返済に充てる、そういう公共施設整備基金を運用しているものであります。したがって、葛巻病院の建設につきましても30億ほど総事業費としてかかっているわけではありますが、そういう中で、来年度以降であります、この起債の返済が、どうしても企業債の関係がございしますので、この5年、6年の据置期間がございします。したがって、現段階では多くの公共整備基金からの公債費に、借金の返済に充てる部分というのは小さいわけではありますが、今後増えてくるといえますか、額が当然増えてくる状況になっているものであります。したがって、先ほど令和7年には14.何パーセントになりますよというようなことになっているというお話もございしますが、正にそのとおりでありまして、その部分を、その実質公債費比率の一定の基準を上げないようにするために、その財源をしっかりと確保して進める、あるいは繰上償還という形の中で対応するという、そういう状況を見ながら、バランスをとりながら運用しているというものでございまして、今、

整備するから、すぐ、その基金を取り崩して充用するというような内容になっているやり方ではなくて、国からの、そういう有利な起債を導入しながら、返済のときに活用していくというような、そういう運用の仕方をしていっているものでありますので、現在のような対応になっているということをご理解いただきたいと思ひますし、それから、先ほど申し上げましたように、今後の財政運用につきましては、どうしても、そのコロナの対策によりまして、国、県を通じまして、大変な状況に、財政的にも、そういう状況になっておることを、しっかりと捉えながら、今後の財政運営にあたってまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思ひます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

話はよく分かりました。その中で、町債の繰上償還、これについてはやっていかなければ、私は、この公債費の比率がどんどん上がっていくというふうなことになるわけですから、その調整が必要だと思ひますが、できれば当初予算にも、当初予算から、もし上げるのであれば、町債の繰上償還の部分も本来は計上すべきではないのかなと、年間の予算ですから、本来はそのような視点で財政運営をすべきではないのかなと、これは、これまででは、どちらかと言えば繰越金が出たときに大体、情勢を見計らいながらやっているというのが情勢なようでございますので、繰越金も、その法的なものは2分の1以上は基金か、この繰上償還に充てることになっているわけで、それはクリアしているにしても、年間のトータルでいきますと、そういうふうな視点も大事ではないのかなと、このように思っておりますので、その辺のところにも十分ご留意して予算編成にあたっていただきたいなど、そして、また3月の予算審議の際には良い、今喋ったような中身の提案を期待しておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思っております。

それから、次に新型コロナの関係でございますが、答弁の中に若干出てまいりましたけれども、このコロナウイルスを防ぐためには、何と申しても、現在待たれるのはワクチンではないのかなと思ひますが、イギリスでは8日から、この接種が開始になっているというふうなニュースがありますし、8日から開始、それから、ロシアでは5日から大規模な接種開始というふうなことで、日本では、そのような、まだ具体的な日程等はないようでございますけれども、1回にというふうなことにはならないかと思っておりますが、この待ち侘びているのはコロナウイルスのワクチンではないのかなと、このように思っております。こういったような、例えば準備段階として接種の順序とか、そういうふうなことを見通しているのであれば、お知らせをいただきたいと、このように思ひます。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（ 檜木幸夫君 ）

コロナウイルスのワクチンについて、少しお話させていただきたいと思います。今ご案内のお話のとおり、新聞紙上とかテレビの報道でありますと、12月2日からイギリスの政府が米国製薬会社とドイツの会社の合同開発のワクチンを承認、発表して進めるというところでありましたし、また、その新聞報道等でも、アメリカ合衆国が10日から、また、ヨーロッパの方のEUの方では29日にワクチンを承認するというふうな報道がなされておるところでありました。また、本当にこの間、ロシアの方でもワクチンが開発されて、それも、すぐ認可して接種を始めたというところでありました。日本でも有効性、安全性を確認の上、これから承認していくということで官房長官の方が発表されておるところでございます。そして、海外の、今、先ほど言ったような会社のワクチンの供給を受けるというところで合意をなされているというところで、その数量等も発表されたりしておりましたけども、その後、国会の方で、国民へのワクチンの無償接種というものについて改正予防接種法が成立しまして、費用は国が全額負担し、実施主体は市町村がなるということで発表されておりますが、これより先に厚生労働省の方から11月26日付でコロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体への説明会というものがなされるということがありまして、通知がありまして、12月の18日にオンラインでもって国からの、一応こういうふうにやっていくんだよというものが示される見込みであります。しかしながら、そちらの方は実用化された際に早期に接種が開始できるよう、準備作業はコンピューターシステム等の概要説明がなされるものとされておるところでございます。この本当に詳しいところとか、最も気になるところの接種の時期でありますとか、接種の順位というものは、まだ正直示されておらないものでございます。こちらを報道、あるいは説明を受けましてから皆様の方に、あるいは住民の皆様にも分かりやすく説明させて、少しでも安心してながら、このコロナ対策をしていただくように進めてまいりたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

議長（ 中崎和久君 ）

柴田勇雄君。

5番（ 柴田勇雄君 ）

ぜひですね、このワクチンの接種については、当然、日本全国の皆さん、全世界的に待っているわけでございますから、ただ、その際にも不公平が出ないような形での、ぜひワクチン接種を考えてやっていただきたいなというようなことで、これが一番の私は要望になるのではないのかなと期待しておりますので、皆様のご努力をお願いをいたしたいなと思います。以上で時間になりましたので終わります。ありがとうございます。

議長（ 中崎和久君 ）

ここで、2時10分まで休憩します。

（ 休憩時刻 13時57分 ）

（ 再開時刻 14時10分 ）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を続けます。8番、辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

私は、通告してあります2点について、質問をいたします。いずれも本町基幹産業であり、今後のまちづくりに極めて重要な課題であると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1点目ですが、山林の活用についてお伺いいたします。日本でも2050年までに温室効果ガス排出量のゼロを目指すことを表明しております。また、経済産業省では、国内で販売する新車について2030年半ばにはガソリン車をなくし、すべての車を電気自動車やハイブリッド車などの電動車にする目標の方向で調整を進めていると言われております。クリーンエネルギーのまちづくりを目指す本町にとって追い風になるものと期待をするものであります。また、働く場の確保という点から見ても、山林の活用は大切な事業と考え、次のことをお伺いいたします。本町には40,000ヘクタールの山林があると伺っております。100年のサイクルで伐採、植林を進めても、年400ヘクタールの作業ができることとなります。しっかりとした計画を立て実行することにより、働く場の確保と若者等の定住化につながるものであり、実現に向け取り組むべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。また、クマ等野生動物との緩衝帯を設けるなどの考えはないのか、お伺いをいたします。

次に、新葛巻型酪農構想についてお伺いをいたします。当初計画では、正に100年先を見据えた東北一の酪農の町に相応しいまちづくりができるものと考えておりましたが、農家の理解と協力等を得ることが難しかったり、未だ実現ができておらない状況であります。誠に残念であるというふうに考えております。そこで、お伺いいたしますが、現在の進捗状況と、今後どのように、この計画の実現に向け取り組んでまいる考えなのか、お伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの辰柳議員の質問に、お答えをいたします。1件目の山林の活用方法についてであります。計画を立て実行することにより、働く場の確保と若者の定住につながるため、実現に向け取り組むべきと考えるが、町の考えと、野生動物との緩衝帯を設けるなどの考えについてであります。

町では、林業の計画的な管理に努めるため、葛巻町森林整備計画で森林整備の基本的な考え方や管理に係る施業方針を定めており、5年ごとに、その内容を見直しながら、造林や保育、伐採などの管理を行ってきたところであります。そうした中、私有林の整備におきましては、原則、その所有者が実施するものであります。所有者の管理が行き届かず荒廃する森林が増加してきたことから、国は平成31年4月に新たな森林経営

管理制度を創設し、森林環境譲与税を活用した森林整備を進めることとなったところがあります。この制度では、私有林のうち森林経営計画がなく手入れがなされない人工林が対象で、所有者が管理できない森林の経営権を市町村に委託し、市町村は委託を受けた森林が経営に乗ると判断した場合は意欲と能力のある林業経営体に再委託することとしております。一方で、委託を受けた森林が経営に乗らないと判断した場合は、市町村で管理し、間伐等の森林整備を行うこととされております。この制度の対象となる森林は、町内に約3,000ヘクタールあり、年間200ヘクタールずつ調査する計画であり、昨年度は森林所有者に対し意向調査を実施し、今年度は意向調査の結果をもとに、委託の意向がある森林の現況調査等を実施しているところであります。また、町有林につきましては、森林経営計画において長伐期施業で管理していくこととしており、ここ数年は主伐を行っていない状況にありますが、60年を超える林地もあり、新庁舎の一部で使用する材としての活用を図るほか、計画的に森林整備が行われるよう検討してまいりたいと考えております。

そうした中、町の基幹産業のひとつである林業を担う若者のための働く場の確保と定住化についてであります。適正な森林整備の推進を図り、林業を振興していくためには、林業従事者や担い手の確保は重要であるとともに、町の最重要課題である人口減少対策の観点からも対策を講じていく必要があると感じております。今後、新たな森林経営管理制度の取り組みにより、町が経営の委託を受けた森林の整備が始まってくることから、関係機関と連携しながら、働く場の確保はもとより若者の定住化につながるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、野生生物との緩衝帯の設置であります。はじめに野生動物による農作物被害の現状について、お話をさせていただきます。現在、町に寄せられている野生動物による被害状況であります。ツキノワグマによる食害、目撃情報が年50件程度、ニホンジカによる牧草地等の被害は報告がないため不明、イノシシによる農地被害と目撃情報が増えており、今後拡大することが懸念される状況となっております。町では、こうした状況を踏まえ、被害防止対策として町猟友会による有害鳥獣駆除事業のほか、平成30年度からは電気柵を購入、設置した農家に対し、その費用の一部を助成しており、これまでに26件、870,000円ほどの実績となっております。年々申請件数が増加しており、被害防止対策への関心が高まっている状況にあります。一方で、野生動物が農地に近づかないようにするためには、山際の草木の伐採や枝払いなど見通しをよくし、環境を保全することが大事であります。人口減少、高齢化が進む中では、その対応も難しくなっておりますので、電気柵などによる被害防止対策を優先とした取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、2件目の新葛巻型酪農構想について、お答えをいたします。現在の進捗状況と今後どのように計画の実現に向け取り組むかについてであります。本町の酪農を取り巻く状況は、少子高齢化による後継者や労働力の不足のほか、牛舎等の設備の老朽化に伴う生産の減などの背景を受け、酪農家は年々減少の傾向にあり、その影響は生産額の減少に止まらず、関連産業の持続的経営にも影響を及ぼすことが懸念されているところであります。最盛期の平成15年に日量約120トン、年間43,000トンあった生乳生産は、昨年は日量約90トン、年間32,500トンまで減少し、搾乳農家も240戸あったものが現

在は106戸と半数以下になっております。こうした状況を解決するため、町では、効率的かつ合理的な生産体制の整備と生乳の高付加価値化を図り、100年先まで持続する酪農郷を目指すため、平成26年度に新葛巻型酪農構想を策定したところであります。この構想では、リーディング牧場の創設のほか、畜ふんバイオマスによる熱源、電源供給、公共牧場の機能強化、個別経営体の規模拡大支援、作業外部化組織の育成の5つの施策を柱に推進することとしており、酪農生産体制の強化を図ることで酪農の町くずまきを発展させようとするものであります。

そうした中、現在の進捗状況であります。酪農構想の実現に向け、酪農家の生産設備の近代化や分業化による生産構造の改善を促進する支援組織の体制整備を図るため、平成28年9月に畜産関係者等で構成する葛巻町畜産クラスター協議会を設立し、取り組みをスタートさせたところであります。具体的な取り組みとしましては、個別経営体の規模拡大の推進を図るため、国庫事業を活用した牛舎設備等の導入に対する支援を重点的に進めており、これまでに5つの経営体で牛舎等を新設し増頭を図ったほか、1経営体については建設着工、3経営体については整備に向けた計画策定を進めているところであります。また、作業外部化組織の育成の取り組みについては、法人経営体等によるコントラクターの組織化が進んでいるほか、町畜産開発公社でデントコーン等の収穫機械を新たに整備したことによる収穫作業の受託体制が整うなど、飼料生産の分業化が進むことが見込まれており、酪農家の労働力の負担軽減が図られる予定であります。今後さらに構想の実現を推進していくために、減少傾向にある酪農家対策として、個別経営体の規模拡大や新たな担い手の掘り起こしに取り組むほか、家畜ふん尿処理施設となるバイオガスプラントの整備、畜産開発公社の育成牛舎の整備を優先事項と捉え、課題の整理と計画策定等の準備を進めているところであります。また、構想の実現には、町畜産クラスター協議会や、国、県、関係機関、団体との連携強化のほか、整備費用に係る財源の確保も重要であることから、有利な国庫事業等の活用の検討、さらには情報収集に努めながら、構想の早期実現に向けた積極的な取り組みを今後さらに強く進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

1点目ですが、山の活用につきましては、もちろん私有地であったり、いろいろな制約があることは承知をしております。ただ、全体の、私は40,000ヘクタールあれば100年のサイクルでやっても400町歩の伐採、植栽等ができるなという単純な考えから質問をさせていただきました。あるいは今は、隣の戸町であってもバイオマスの発電などが横浜市へ売電するというようなこともありまして、40,000町歩の山林をうまく活用すれば、本町でも枝や葉まで余すところなく活用した、そういった工場であるとか、そういったことが可能ではないのかな、あるいは今、畜産バイオマスのお話もございましたが、そういった方につながっていくのではないのかなというふうに考えます。今後であります、町として何か森林組合等、山の専門家の皆さんと一緒に、こ

の町の山林をどのように活用したならば、雇用の場の確保であったり、あるいは、いろんな世界で環境問題等が発生をしております。そういったことから、これをしっかりとした、毎年これくらいはできますよということになりますと、この100年とか60年という、これは、もう未来永劫、限りなく仕事ができることでありますので、そういったことをしっかりと検討してみる価値があるのではというふうに思いますので、何か町として今後そういった取り組みの何か予定等がないのか、なんとか、そういった、いろんな専門家を交えて、この山林の活用というものを検討する機会をぜひとも設けていただきたいんですが、その辺の町としての考え、あるいは取り組みについてお伺いしたいと、このように思います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

ただいま森林の、山林の活用についてのご質問をいただきましたけども、最初に、ここ何年間の伐採届の届出面積をちょっとお知らせしたいと思うんですけども、国有林を除く分でございますが、平成28年度が201ヘクタール、29年度が242ヘクタール、30年度が206ヘクタール、令和になりまして元年度が133ヘクタール、今年は今時点で106ヘクタールの伐採届の申請が出ているところで、ご指摘の、ご質問のあった400ヘクタールには及ばない状況となっているところでございます。これには民有林が多いこととございますので、地権者の意向というものが尊重されるものであると思いますので、なかなか計画的な、その伐採、植栽というものを、町有林以外の部分については非常に難しい状況であるのかなというように思っているところでございます。

それから、バイオマスの利用関係につきましては、現時点では具体的な検討事項をしているところではございませんが、世の中の情勢を注視しながら今後進めてまいりたいというように思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

なかなか民有林等あるというようなことで、大変難しいとは思いますが。ただ、国の方でもバイオマス、特にバイオマス発電の場合は、その材が尽きるようなことから、なんとか早く成長する木を植林をするような動きも国の方ではあるようであります。したがって、先ほど申し上げましたが、何か町として、この40,000町歩の山をどうしたら本当に有効に活用できるのか、そういったことを専門家も交えて1回、検討をしてみるべきだと私は思うのですが、その辺について何か、ひとつ前向きなお話があれば、お伺いしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

お答えいたします。先ほど、いろいろ今の森林面積に係る、国有林は750ヘクタールほどあるわけでありまして、民有林が36,000ヘクタールということで、そういう状況の中で、民有林のうちの町有林、あるいは県有林といいますか、等を除いた私有林というのは28,300町歩ほどとなっているものであります。そうした中に、新しくといいますか、森林の管理制度が今回、国の方でも立ち上げていただいて、そういう中に、特に民有林の管理が届かないところ等、あるいは、そういう中では、町が今度は管理をしていくという、そういう制度に則った手続きをする、そういう状況にあるものであります。そういう所有権との関わりもございまして、なかなか難しいと今の答弁も、課長の方からも答弁したわけでありまして、正に、そういう取り組みの中で、今お話ありますように、有効的に町内の、その山林資源を活用していくということ、そういう趣旨でもあるわけでありまして、こういう方向に今、国の方も進めておりますから、町の方としても、今のその制度に則った取り組みを進めながらであります。今お話ありましたような森林資源の活用という、そういう中での専門家のご意見もいただきましたので、そういったふうなことも含めて今後検討させていただきたいと、このように思います。

議長（ 中崎和久君 ）

辰柳敬一君。

8番（ 辰柳敬一君 ）

ぜひとも一步一步、ある資源でありますので、取り組みを進めていっていただきたいと、このように思います。

それから、先ほど、クマ等の緩衝帯をというお話を申し上げましたが、実はこの間の日報の新聞紙上でも、その前には緩衝帯を設けてクマ等が里へ下りてこないようにという記事でありましたが、そのあと、決して緩衝帯を設けて、いたずらにクマを増やしてはということなので、決して、そのことが解決につながるというようなことではないというような記事が載っておりました。これは日報でも誤った見解だったみたいでありましたので、取り消すということではありませんが、決して、それが全て動物の被害から守れるということではないようでありまして、この辺にしておきたいと思っております。

次に、新葛巻型酪農構想であります。この構想は、例えば春には臭いの問題、そういったことから発電等に取り組んでいただければ、そういった問題が解決をするなというふうに私は考えました。けれども、1頭当たり80,000円という話だけが進んでいってしまって、そうすると50頭置けば4,000,000円、これではとてもやれないというふうなお話だけが先行してしまって、なかなか発電事業も今となっても進んでいないという形になります。ただ、実際考えてみますと、行政であったり、JAであったり、あるいは酪農に関わる事業であったり、その方々にきちっとお話をすれば決して農家だけ80,000円負担しなければならないということではないわけでありまして、その辺がもうちょっと、きちっとした説明をして、本来はもっと早く動いてもらわないと、今、

先ほど町長からも、クラスターによって3戸、5戸、100頭クラスの農家が計画をされている。ということは、100頭の整備をしますと、ふん尿であれ、エサであれ、自己完結できるように、いろんな機械を導入して進めております。ということは、来年になっても、あと何戸か100頭規模が出てきますと、もう、その人たちは、例えば町でバイオマスの発電をやるといっても、それには参加できなくなる。そういった、なんか、若干悪循環、やはりエサの問題であっても、もうちょっと、私はもう絶対良い、TMRセンターにしろ、あるいは畜ふんのバンクリーナーから吸い取って、そのままお願いするという方法は、本当にいろんな面から間違いなく町の酪農の将来を良い方向に結ぶなというふうに思っておりますが、今になって、ちょっと遅れてしまったものですから、ちょっと今後は進めるのに大変になるなというふうに考えております。今一度、ひとつ今後の、どのように、どのようなところを効率化のために取り組んでいくのか、その辺の考え方について、お願いをしたいと思います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

新葛巻型酪農構想で掲げられている構想のうち、畜ふんバイオマス発電の件だと思えますが、それについて答弁をさせていただきます。バイオガス発電については、町内何カ所かに設置する計画で、平成30年まで取り組んで、農家の意向等も確認してきた経緯がございまして、その段階で、今議員がおっしゃられた農家負担80,000円というようなお話も出たところがございます。そのほかに、発電所から出た消化液はそれぞれの農家に戻すというような計画であったわけがございます。この負担金の問題と消化液の問題がなかなか農家に受け入れられないような状況だったのかなというように分析しておりました。昨年9月に農家の説明会をしたわけですが、当初参加しようとしておられた農家の方も、ちょっと難しいので参加しないというようなことでの取りやめ的な発言も、意向もありまして、なかなかまとまらなかったということでもありますし、今、牛舎を建設している方々も全てが全て参加したいということではなくて、自己完結型でやっていくというような農家もございまして、なかなか全体としてのまとめに、まとまった施設建設に持っていくことができなかったというような状況でございます。今年になりまして、コンサル等とも相談いたしまして、従来建設を予定していたプラント以外の、例えば小型のプラントだとか様々な、そういったものが全国各地でないのかというようなことでの調査を進めたりしながら、いきましょうということで、こちらも考えていたわけですが、言い訳するわけではないんですが、コロナで北海道にも行けなくなって、なかなか移動制限がかかった状況の中で、コンサルもなかなか来れなくなった、情報提供がなかなかなくなったという状況もあって、現在に至っているところでございます。今後につきましては、農家の意向確認を含め、あるいは今後増頭するような農家さん、そういったところの意向確認等を含めて、いろいろ様々な角度から検討してまいりますというふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

現在のクラスターで、来年度またロボットであるとか、100頭クラスの農家が3戸、4戸、計画をされているようであります。やはり、その方々も、いわゆる自己完結型で機械を導入して進めるわけでありますので、これからバイオマスをとと言っても、その方々が参加しないと、なかなか運営が難しいのかなというふうに思い、ちょっとサイクルが狂ってしまったなというふうに残念に思っております。

最後に、この山の問題にしても、私も町長から何回か、いろいろ山の活用についてはお話を伺ったことがあります。私は大変大事な、定住化を進める上でも、あるいは世界に、この温暖ガスのゼロを目指すためにも、この山の手入れというのは、組合長はいつもお話しますが、葛巻が災害が少ないのは山の手入れがされておったから少ないんだというお話であります。いずれ、世界的な課題であるというふうに思っております。あとは、畜産につきましても町長が農水省に出向いて、そして、これまでの経験等を、あって、あのような構想がなされたわけであります。まだ今期も3年以上、町長の任期はあるわけありますので、やっぱり自らが作り上げた新葛巻型酪農の今後等について、山の利活用と含めて最後に町長から、その辺の考えを伺って一般質問を終わりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

最後に町長の考えをということであります。葛巻は、振り返ってみますと、長い歴史の中でまちづくり、町の経済、林業に頼る部分、大変大きいものがあったものであります。当時の林家の方々からの発想での酪農の町もスタートした、そういう町でもあるものであります。今、町内山林面積も、先ほど以来のお話のとおり森林面積を有しているわけあります。町全体435平方キロの86パーセントが山林でありますこと、幸い葛巻は国有林は極めて少ない町であります。他の市町村に比較をし、国有林はほぼゼロと言ってもいいほど民有林の町でありますこと、そういう中で、今現在、県内におきましても、林地、山林、木材の活用はバイオガス発電、そういったものが、かなり、いろんなどころで取り組みが開始をしているところでありまして、都市との、そういったエネルギーでの連携等もあるわけあります。しかし、これは本当に将来共に安定して取り組むべきものであるかどうか、原木の供給から、あるいは収支の問題から、もう少し先を見なければならぬものと、私はいつも、このバイオガス発電に対しては注意を持って注視をしているところであります。現在は再生可能エネルギーブームでありまして、国策によりましてFIT制度で守られているわけあります。売電単価、それから、売電期間でありますので、収支は合うわけあります。しかし、20年間という限られた期間であるものでありまして、その後は長く続く、そういう制度ではないわけ

でありますので、国民負担が原資となっているもの、国民負担の上に成り立っているものであります。いわゆる通常買う電気料金よりも高く払うという、その差額は国民が負担するという、そういう内容になっているものでありますので、これを、もう少し見なければならぬものと、そのように思っているところであります。

木は年に3パーセント成長するというふうに言われておりますので、その成長もしながら、葛巻に行けば、どの地域に行っても大径木の美林がいくらかずつはあると、そういった美林も必要であろうと、そのようにも思うものであります。先般も、秋口でありましたが、山形県の金山町のスギの美林を視察させていただきました。数百年の大木でありまして、正に、これが圧巻でありました。本数、面積は、そんなに大きな本数、面積ではなかったのですが、1本で数千万で取り引きされたという、そういうお話なども、1本ですよ、数千万で取り引きというお話もありまして、正に、そういった大径木の価値というものを改めて実感をしたものであります。

酪農のまちづくりに関しましては、兼ねてから、ぜひ、こういう構想の下でのまちづくりをしたいと、そのように思い、新酪農構想の策定にあたっては骨格、基本的な考え方、進め方については、私もしっかりと話をさせていただきながら、その方向に向けて計画を策定もしたところであります。今4期目に入りまして、これまでは、どちらかと言うと、町長の考え方、主導が強かった部分もあったのかなと、そのようにも反省もしながら、多くの職員、多くの町民の皆さんが、いろんな意見を持って参画をしていただき、そして、多くの皆さんのご意見を伺いながら、皆さんが最も気に入ったような、そういう酪農のまちづくりになればいいと、そのように思いながら、今この1年ほどは改めて強く指示はしていない状況であります。先ほど答弁で申し上げましたとおり、当初計画をしました酪農のまちづくり、乳量をさらに増加をすること、それから、酪農家のみならず関連産業の発展、安定した発展に努めること、こういったことは、しっかりと、多少時間がかかっても実現をしてみたいと、そのように思っているものであります。これまでは長い間、ふん尿処理に関しましては葛巻の酪農家、そして、町の方針も、ふん尿処理につきましては自己完結型ということで進められてきた経緯があるわけでありまして、堆肥舎を各農家が、全ての農家に堆肥舎を建設をするということ、そういったことに町も補助金を出しながら、農家と一体になり取り組みを進めてきたところであります。今こういった状況下になり、戸数も減り、そういう中におきましては自己完結型も増頭、この先、増頭しよう、それから、また、新たな高品質の牛乳を生産しようとするときに、ふん尿処理であったり、トラクター、機械作業であったり、あるいは、また、エサづくりであったり、こういったことまで、ひとつの農家が取り組むことは難しいだろうと、そのように判断をしながら、ふん尿処理施設、バイオガスプラントであったり、あるいはTMRセンターであったり、コントラクター組織であったり、こういった提案をしてきたところであります。しかし、葛巻の農家の皆さんは必ずしも、そういったことを望んでいないのだなということも感じているところであります。どなたも大型のトラクターを持ち、そして、全てではなくても大半は自分で完結をしたいというふうに思っておられる農家の方が多いのかなというふうな最近感じているところであります。これも間違いではないとは思いますが、今後大きく、さらに酪農の町として発展をするということを考えますときに、企業的な経営も視野に入れながら

の経営体も町には誕生してくることも願っているものでありまして、これまでは町内の農家の皆さん、酪農家の皆さんに対しまして、いろんなご意見を伺いながら、どれにも対応してまいりたいと、そういうつもりで取り組んできたところではありますが、今後におきましては、町内のみならず町外からも、葛巻でも酪農経営をしたいと、そういう希望を持っておられる方が町に来ていただく、そうすれば、そういったことにも今後耳を傾けながら対応も考えていかなければならないのかなというふうにも思うところがあります。いずれ、東北一の酪農郷くずまきを衰退させることなく、さらに永続発展をする方向で今後とも進めてまいりたい、そのように思いますので、どうぞ議員の皆様方からは特段のご理解、ご支援を賜りますように、お願いを申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

大変ありがとうございます。ひとつ、林業、畜産、これは正に基幹産業でありますので、職員の皆さんにも、ぜひとも強いリーダーシップを持って、このまちづくりを進めていただきたい、そのことをご期待申し上げまして、質問を終わります。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日12月8日から10日までの3日間を休会としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、12月8日から10日までの3日間を休会とすることに決定しました。

なお、明日8日は、議案審査のため輝くふるさと常任委員会を開催しますので、お知らせいたします。

本日は、これで散会します。ご苦勞様でした。

（散会時刻 14時55分）